

消費税価格転嫁等総合相談センターの応答事例 (平成 30 年 5 月 16 日現在)

この資料は、消費税価格転嫁等総合相談センターに寄せられた相談事例を取りまとめたものです。本資料では、二部構成として、よく寄せられる相談事例や基本的な内容を問う相談事例を「基本編」として、それ以外の相談事例を「応用編」に分類しています。

目次

基本編

1 総額表示等に関する相談	2
(1) 総額表示義務の特例に関する相談	2
ア 事業者の立場からの相談	2
Q1. 領収書や契約書は総額表示義務の対象となるのか。	2
Q2. 看板における広告は、総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象となるのか。	2
Q3. 当社の商品の買手である事業者から請求書の金額の記載について税抜価格と消費税額を分けて記載するように要請されたが、請求書に記載する金額について何らかの決まりはあるのか。	2
Q4. 小売業であるが、商品の値札は税抜表示とし、レシートは総額表示としているが問題ないか。	2
Q5. 消費税率引上げに伴い、税抜価格のみでの表示も認められると聞いたが税込価格での表示のままでも構わないのか。	2
Q6. 誤認防止措置を講じていれば税抜価格表示でも認められるとする消費者向け取引における総額表示義務の特例措置は、いつまで認められるのか。	3
Q7. 事業者です。10,800円（税抜価格10,000）や、10,000円（税込価格10,800円）といった表示方法は、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も認められるのでしょうか。	3
Q8. 消費税率の10%への引上げ時期が変更されることに伴い、税込価格の表示を要しない総額表示の特例が認められる期限も延長されることになるのでしょうか。	3
イ 消費者の立場からの相談	3
Q9. 商品の値札に税抜価格が大きく表示され、その下に税込価格が小さく表示されているが、こういった表示は良いのか。	3
Q10. 「税込価格」に統一すべきではないか。「税込価格」のほかに「税抜価格」の表示を認めた理由は何か。	4
Q11. 消費者である。「本体価格〇〇円＋税」という表示は、最終的に支払う価格が一見して分からないので、好ましくないのではないか。	4
Q12. 税抜表示が認められたことによって最終的に支払う金額が支払の段階で分かるというのは消費者にとって不便であり、早くやめるべきである。税抜表示はいつまで認められている	

のか。	4
Q13. 消費者である。飲食店の料金表示についてメニュー表には税込価格なのか税抜価格なのか記載がなく、精算の際、レジ前の「当店は、税抜価格となっています」との案内表示により税抜価格であることが分かった。このような方法は認められるのか。	5
(2) 消費税率の適用関係等に関する相談.....	5
ア 事業者の立場からの相談	5
Q14. 平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げ前と引上げ後の期間を含む店舗等の賃貸借取引に適用される消費税率の適用についての考え方を教えてほしい。	5
Q15. 請負工事の取引に適用される消費税率について、8%の消費税率引上げのときには、一定のものについては経過措置として改正前の消費税率(5%)が適用されるとされていたが、10%の消費税率引上げのときにも同様の定めがされているのか。同様の定めがある場合、経過措置の対象となる契約はどのようなものか。	5
Q16. 消費税率が8%から10%に引き上げられた場合にも5%から8%に引き上げられたときと同様に経過措置の適用はあるのでしょうか。	6
Q17. 事業者です。消費税率10%への引上げが平成31年10月1日に延期されましたが、注文住宅などの工事を受注する場合、いつまでに契約すれば8%の消費税率が適用されることになりますか。	6
Q18. 元請事業者と当社の請負工事の取引には8%の消費税率が適用され、当社と下請事業者との請負工事の取引に10%の消費税率が適用される場合、当社が元請事業者から受け取る消費税は8%で計算されるのに対し、当社が下請事業者に支払う消費税は10%で計算されると、当社が損することにならないか。	6
Q19. 元請事業者との間で建設工事の一部を請け負う契約を平成26年2月に締結した。工事の終了は5月になり、元請事業者に対して8%の消費税率で請求したところ、元請事業者から契約時点の消費税率5%しか支払わないと言われることを懸念しているが、元請事業者の主張は正しいか。	7
Q20. 新聞報道によれば家賃には消費税はかからないと言っていたが、事務所の賃料や駐車場の利用料には消費税はかかるのか。	7
Q21. 土地を事業者に貸し付けています。土地を引き渡してもらうために、賃借人に立退料を支払うことを予定していますが、立退料に消費税はかかりますか。	7
Q22. 小売業者である。ある商品を一定個数以上買うと、1,000円値引きするとの表記を広告で行いたいと考えている。その場合、消費者が支払う税込価格から値引きするのか、税抜価格から値引きするのか、どちらでなければならないとの決まりはあるのか。	7
Q23. 消費税率が10%に引き上がるのはいつからか。	8

イ 消費者の立場からの相談 8

Q24. 消費者である。商品の代金の請求書に商品本体とは別に送料についても消費税が課されていたが、送料についても消費税がかかるのか。 8

Q25. 消費者です。インターネットで注文した商品をキャンセルする際のキャンセル料について消費税が課されるという説明を受けました。キャンセル料に消費税は課されるのでしょうか。 8

Q26. カルチャーセンターの講座料について、例えば、1月から6月までの半年分を前払いしたとしても、平成26年4月分からは税率8%が適用されるのか。 8

Q27. 「消費税分オフ」と表記している店がある。消費者がこうした店で商品を購入した場合、消費税はかからないのか。また、後日、事業者や税務署から消費税分を支払っていないとして消費者に対して請求がなされることはないか。 8

Q28. 消費者である。スーパー等のレジで個々の商品の税抜価格を合計して消費税率をかける場合と個々の商品の税込価格を合計する場合で消費者が支払う金額に差が生じる。例えば、税抜価格が93円、税込価格が100円の商品を12個買った場合、前者の方法で計算すると93円×12(個)×1.08=1,205円、後者の方法で計算すると100円×12(個)=1,200円となる。事業者によって計算方法が異なるが、何らかの決まりはないのか。 9

Q29. レジでの精算方法について個々の商品の税抜価格に消費税率をかけたものになるのか、個々の商品の税込価格を足し合わせたものになるのか、スーパーによって異なるようだが、決まりはないのか。 9

Q30. 店舗等にクーポンを持参したり、貯めたポイントで支払金額から値引きがなされる場合、消費者が最終的に支払う金額は、税抜価格から値引きした金額に消費税をかけたものとなるのか、税込価格から値引きしたもののいずれになるのか。 9

Q31. 消費者である。店頭やチラシにおいて、個々の商品の価格については税抜表示されており、レジでの支払の際に100円値引きしますと案内されていたので、税抜価格から値引きされると思っていたところ、レシートをみたら税込価格からの値引きであった。このため、思っていた以上の金銭の支払を要した。このような事業者の値引きは、問題とならないか。 9

Q32. 事業者は税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数処理の方法について、「切上げ」、「四捨五入」又は「切捨て」など、どのような処理をしているか、消費者に対して明らかにしなくてよいのか。 10

Q33. 消費者だが、税抜表示をしているスーパーで、レジでの精算の時に、消費税をかけた際に生じる1円未満の端数について四捨五入され切り上げられていた。消費者が8%を超える消費税を負担していることにならないか。 10

Q34. 消費者である。家のリフォームを検討している。消費税10%引上げ時においても、8%引上げ時と同様に一定の要件に該当する場合には、消費税率10%が適用されないとする経過措置が設けられているのか。 10

2 転嫁拒否等に関する相談 10

(1) 買手の立場からの相談 10

Q1. 当社は資本金 2000 万円の買手で、仕入れ先の売手は資本金 1 億円である。このように売手の資本金が買手の資本金より大きい場合でも、消費税転嫁対策特別措置法の適用を受けるのか。 10

Q2. 事業用として駐車場を賃借している者です。消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ後も価格を据え置くことは買ったときに該当するということですが、貸主から価格を据え置いてもいいという意向が示された場合、合理的な理由になりますか。 11

Q3. 消費税の端数処理について伺います。建設業界では、古くからの慣例で端数の切捨て処理を行うことがよくあります。1 円以上の端数を切り捨てることは、合理的な理由がない限り、消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときに該当する可能性があるということですが、業界の古くからの慣例は、合理的な理由になるのでしょうか。 11

Q4. 地方公共団体が指定管理者に支払う委託料について指定管理者と相談して平成 26 年 4 月以降の委託料について消費税率引上げ後も従前の委託料に据えおくこととしたいが問題ないか。 11

Q5. 事業者です。消費税率が 10% に引き上げられた際には、税込みの購入単価を変更することを考えていますが、課税事業者と免税事業者とで単価を変えることは、消費税の転嫁の観点から問題ないですか。 12

Q6. 当社は建設業を営んでいる。取引先の下請事業者の中には免税事業者もいる。こうした免税事業者にも消費税を転嫁しないと消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。 ... 12

Q7. 買手事業者である。消費税率引上げ前後で売手事業者との間で税込価格を据え置くことについて合意書を交わしていれば、合理的な理由があるとして、消費税転嫁対策特別措置法上の転嫁拒否に該当することはないという理解でよいか。 12

Q8. 内税で業務委託契約をしている事業者です。8% から 10% への増税を見越して、契約書に「税率の変更があっても業務委託料の変更はしません」という文言を入れることは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。 13

Q9. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者との取引において合理的な理由があれば、消費税率の引上げ後も消費税率の引上げ前の取引価格（税込価格）に据え置いても同法上の買ったときに当たらない場合があるとのことだが、合理的な理由があるとして認められる場合はどのような場合か。 13

Q10. 当社は消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当すると思うが、同法上の特定供給事業者に該当する事業者との取引価格の交渉に当たって、税抜価格で交渉しなければならないとの義務はあるのか。 13

Q 11. 小売業者である。消費税率 10%への引上げに際して価格表示を外税方式に変更することとしており、これに伴いレジシステムを変更する必要がある。納入業者に対し、消費税率の引上げに応じることと引き換えに、システム変更にかかった費用の一部を負担するよう求めることとしたいが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。 13

(2) 売手の立場からの相談..... 14

Q 12. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当する取引先から平成 26 年 4 月以降も現在の税込価格と同一の価格で納入してほしいと言われた場合、買ったたきとして問題とならないのか。 14

Q 13. 売手である。消費税率の引上げ前に締結した契約書に税込金額が記載されていれば、消費税率の引上げ後に価格を見直さなくても消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきに当たるとはならないとの買手事業者の主張は正しいか。 14

Q 14. 法人事業者に店舗用物件を賃貸している個人事業者である。消費税率引上げ前に締結した契約書に「税込〇〇円」と記載されていたことから、平成 26 年 4 月 1 日以降も家賃を据え置かれたままになっているのだが、取引先のこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。 14

Q 15. 取引先（特定事業者）から仕事を請け負っている。消費税率の引上げに伴い、増税分の引上げを要請しようと考えているが、「当社は税込価格方式なので発注金額の見直しは行わない」と言われることを懸念している。 14

Q 16. 取引先の法人事業者（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、消費税率引上げ後も当該法人事業者が発注先から取引価格を見直してもらっていないことを理由に当社（同法上の特定供給事業者）からの仕入価格を据え置くことは合理的な理由となり得るのか。 15

Q 17. 消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為として、「買ったたき」と「減額」とがあるということですが、この 2 つは具体的にどう違うのですか。 15

Q 18. 当社は建設工事の下請をしている（平成 26 年 1 月契約締結、同年 4 月完了予定）。当該工事について、元請事業者が施主から受注したのは平成 25 年 9 月で経過措置により消費税率が 5%になるから、当社に支払う際の消費税率も 5%にされている。元請事業者は、申告の際に当社との取引に係る消費税相当額を控除できるのであるから消費税の負担はないはずである。元請事業者の要請は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。 . 15

Q 19. 地方公共団体から指定管理事業者としてスポーツ施設の管理・運営を受託している事業者である。施設の利用者からもらう利用料が当方の収入となる。消費税率引上げに伴い、コストアップが生じているので、利用料の引上げを地方公共団体をお願いすることを考えているが、消費税率が 10%になったときに検討すると言われ、利用料の引上げが認められないことを懸念している。 16

Q 20. ある市町村から、住民へのサービス提供業務の委託を受けている事業者です。消費税率 8%への引上げ前後で税込みの委託料が変わっていません。最近になって、当方から委託料の引上げを依頼したところ、これまでの消費税率引上げ時にも委託料を変更していないこと

- を理由に断られました。このような行為は、問題ないのでしょうか。 16
- Q21. 取引先から、消費税を支払うに当たって課税事業者かどうかメルクマールになると言われているところ、当社は免税事業者であるため、課税事業者である旨を示さなければ消費税分を支払わないと言われることを懸念している。 16
- Q22. 個人の免税事業者です。法人事業者から業務を受託していますが、平成 26 年 4 月の消費税率引上げ前から、取引価格が据え置かれたままになっています。免税事業者であっても消費税率引上げ分の取引価格引上げを求めることは可能でしょうか。 16
- Q23. 機械販売事業者です。消費税分は別途支払うと一筆いただいた上で、まず、本体価格分についてのみ振り込んでもらいました。その後、相手方が「消費税は政府に支払うもの」と言って、一向に消費税分を払ってくれません。どこに相談したら解決できるのでしょうか。 17
- Q24. 事業者です。当社は売り手側の立場にあります。消費税の転嫁に関し、弱い立場の売り手が買い手から報復のような行為を受けた場合はどうなりますか。 17
- Q25. 事業者です。国の行政機関から送られてきた文書の中で、取引先から消費税増税分について支払ってもらえていなかった事業者が、国の行政機関が当該取引先に調査指導したことにより、未払いの増税分について遡って支払ってもらえることができたことと紹介されていましたが、このような指導は実際に行われているのでしょうか。 17
- Q26. 個人事業者です。取引先から転嫁拒否に該当すると思われる行為を受けているので調査をお願いしたいと考えているのですが、当方が調査をお願いしたことが取引先に露見することはないでしょうか。 18

3 表示方法（阻害表示）に関する相談 18

- Q1. 3%値下げしますと表示することは可能か。 18
- Q2. 「消費税分値引き」という表示は禁止されているとのことだが、「消費税相当額を値引き」という表示であれば問題ないか。 18
- Q3. 「4月以降も税込価格を据え置きます」や「4月以降も価格は引き上げません」という内容の広告表示を行うことは問題ないか。 18
- Q4. 当社（小売業者）では、ボリュームディスカウントの意味で、個々の商品について一定個数以上の商品を購入した顧客に消費税分サービスする企画を行う予定であり、当社のウェブサイトにもその旨案内することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。 18
- Q5. 当社は、会員（消費者）から月ごとに会費を徴収してサービスを提供している。この度、月会費を数か月分前納した会員に消費税割引とする企画を当社が発行している会員向けの情報誌に掲載することを検討しているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。 ... 19
- Q6. 免税事業者であっても、「消費税分サービス」といった広告表示をすると問題になるので

しょうか。	19
Q7. 消費税の転嫁を阻害する表示を行った事業者には、罰則の適用を含め、どのような措置が採られるのか。	19
4 便乗値上げ等価格設定に関する相談	19
(1) 事業者の立場からの相談	19
Q1. ここ数年、原材料価格の高騰に伴う価格の引上げを行っていないところ、消費税率引上げに際して原材料の高騰に伴う価格の変更を行うことを考えているが、問題となるか。 .	19
Q2. 消費税率の引上げに際し、現在の5%の税込価格を基に消費税率引上げ相当額を上乗せして値付けを行う際に、全ての商品・サービスの価格の端数処理について切上げ方式を用いたいと思うが、便乗値上げに当たるのか。	19
(2) 消費者の立場からの相談	20
Q3. 便乗値上げに対して消費者庁はどのような対策を採っているのか。	20
Q4. 4月に入ってから3月まで税込A円であったものを税抜A円とし、そこに8%の消費税をかけている店が多いが、こうした価格設定は便乗値上げとして問題とならないのか。 .	20
Q5. スーパーに行くと消費税率引上げ後も商品の本体価格は変わらないものの、商品の内容量が減っているものがある。このような場合、消費者からすると商品の実質的な値上げになるが、便乗値上げとして問題となることはないのか。	20
5 軽減税率制度に関する相談	20
Q1. 弁当の製造・販売を行っている事業者である。弁当の販売は、軽減税率の対象となるのか。	20
Q2. 消費者です。サプリメントは軽減税率の対象となりますか。	21
Q3. 事業者です。酒類を除く飲食料品が軽減税率の対象となるということですが、みりんは軽減税率の対象となるのでしょうか。	21
Q4. 消費者です。コンビニや駅での新聞の販売は、軽減税率が適用されることになりますか。	21
Q5. 業界新聞を発行する事業者です。半年から1年の定期購読契約に基づき、週3回業界新聞を発行していますが、このような業界新聞についても軽減税率の対象となるのでしょうか。	21
Q6. 飲食店を営んでいる事業者です。飲食店での食事の提供（いわゆる外食）については軽減税率が適用されないと思いますが、提供する食事の食材の仕入れには軽減税率が適用さ	

れますか。 22

Q7. 当店では、食品を製造・販売するとともに、消費者が購入した食品を店内のイートインスペースで飲食することを可能としている。このような事業形態の場合、軽減税率が適用されるのか、標準税率が適用されるのかについて判断はどのように行えばよいのか。 22

Q8. 事業者である。カウンターや椅子等の飲食設備を有しない屋台での食料品の提供は、軽減税率の対象となるのか。 22

Q9. 事業者です。飲食料品の自動販売機を屋外に設置しています。近くにベンチ等がある場合でも、自動販売機の商品は軽減税率の対象となりますか。 22

Q10. 事業者です。軽減税率が適用される出前か、軽減税率が適用されないケータリングかの判断基準は何でしょうか。 23

Q11. 食品を販売する際に容器を使用するが、軽減税率に関する取扱いはどうなるのか。 23

Q12. 饅頭を販売している事業者です。饅頭は個別売りと箱売りで販売しています。箱売りの代金は、「(饅頭の個別売りの単価) × (箱詰めされた饅頭の個数)」に箱代相当額を上乗せした金額としています。この場合も8%の軽減税率が適用されますか。 23

Q13. おもちゃ付きお菓子(その商品の価格のみを提示)の製造販売業者です。おもちゃ付きお菓子は軽減税率が適用されますか。 24

Q14. 防災用の備蓄品を販売している事業者です。防災備蓄用の飲食料品は、最終的に用いられない可能性があっても、軽減税率の対象となりますか。 24

また、防災用の軽減税率対象となる食品と食品以外の防災グッズを、あらかじめセットした商品(セット価額〇〇〇円)として販売した場合は、軽減税率の対象となりますか。**エラー!ブックマークが定義されていません。**

Q15. 飲食料品等の軽減税率対象品目を販売していない事業者は、軽減税率制度について特に事前に対応する必要はないと考えてよいでしょうか。 24

Q16. 事業者です。軽減税率対策補助金を受けるには、事業者が申請をする必要があるのでしょうか。 25

Q17. 軽減税率制度の実施は平成31年10月に延期されましたが、軽減税率制度に対応したレジの導入等のための補助金を受けるためには、いつまでに申し込む必要がありますか。また、補助金を申し込む窓口はどちらですか。 25

Q18. 軽減税率対策補助金の対象となる「電子的な受発注システム」は、社内の会計処理システムも含まれるのですか。 25

Q19. 事業者です。軽減税率の導入に際し、レジの導入・入替等に対して「軽減税率対策補助金」が出ると聞きました。現在のレジシステムで対応できる場合であっても、レジシステム

を買い替えなくてはならないのでしょうか。 26

6 その他 26

Q1. 市役所のような地方公共団体は特定事業者に該当するのか。 26

Q2. 地方公共団体であっても、事業を行ってれば、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当するという事は理解している。どのような場合に、事業を行っていることに当たるかについて、具体的な事例を教えてください。 26

Q3. 消費税の転嫁カルテルが認められるのはどのような場合ですか。 26

Q4. 飲食店に電話予約をした際には、1人当たり「〇〇円以外に費用はかかりません」と言われたので、消費税分が含まれた価格であると思っていた。ところが、お会計の際に、別途消費税分を上乗せした代金を支払う必要があることが分かった。飲食店の対応は問題とはならないのか。 26

応 用 編

1 総額表示等に関する相談 29

(1) 総額表示義務の特例に関する相談 29

ア 事業者の立場からの相談 29

Q1. 小売業者である。店内の商品の価格表示は税抜と税込の併記とするが、レシートに記載する個々の商品の価格表示は、レジシステムの関係で税抜価格となるが問題ないか。 . . . 29

Q2. 契約書の取引金額の表記について、今後、消費税率が引き上がることが予定されているので、事務負担の軽減やトラブル防止のため、税抜金額を記載する方向で検討しているが問題ないか。 29

Q3. 当社（小売業）では商品に印字されているメーカー希望小売価格を自社の販売価格としているが、メーカー希望小売価格は総額表示義務の対象となるのか。 29

Q4. 事業者です。修理を請け負う際の修理代について、「参考価格〇〇円 要見積り」といった表示をしようと考えています。このような参考価格の表示も総額表示義務の対象となるのですか。 30

Q5. 総額表示義務の特例を適用して、料理のメニューの価格を税抜価格のみで表示する場合には、メニューにある個々の料理の税抜価格全てに「+税」や「(税別)」などの表示を付記しなければならないのか。 30

Q6. 当社は、小売業を営んでおり、当社の取扱い商品について一般消費者向けにパンフレットを作成している。パンフレットは数年に1度、作成している。平成26年4月に作成したパンフレットには個々の商品の税抜価格のみを記載しているところ、平成33年4月以降、この

- パンフレットが残ってしまった場合に、引き続きこのパンフレットを配布することは認められるか。 30
- Q7. 小売事業者です。税抜価格と税込価格を値札に併記していますが、例えば税込価格の文字サイズが税抜価格の 50%以上でなければならないといったような具体的数値を定めた基準はありますか。 30
- Q8. 消費者向けのパンフレットに当社が提供しているサービス料金について税込価格を表示している。消費税率が 10%になることを見越して、今後作成予定のパンフレットには、「現在表示されている税込価格は消費税率 8%で計算したものです。消費税率が 10%に引き上げられた場合、10%で計算した金額で精算させていただく」旨の注意書きを付して対応したいと考えているが、注意すべきことはあるか。 31
- Q9. 事業者です。消費税率の引上げに対応したパンフレットの作成をしています。パンフレットに記載する商品の価格表示について、例えば「10,000 円」と税抜価格を記載し、パンフレットの最後のページに「パンフレットの価格は全て税抜価格です」と説明文を入れる方法は、表示方法として問題ないでしょうか。 31
- Q10. 消費者向け販売用のパンフレットに記載する商品の価格表示について、例えば 1,080 (1,000) 円のように金額のみ記載し、パンフレットの最後のページに金額の記載について説明（括弧内は税抜価格である等）するという方法は問題ないか。 32
- Q11. 当社では、消費者を対象にカタログ販売を行っている。カタログに記載する商品の価格表示について税込価格と税抜価格を併記している。これまで価格表示について同一の色を使用していたが、今後は、税込価格の表示の色を目立つようにしたいと考えているが、問題ないか。 32
- Q12. 事業者です。商品を店頭で小売販売する際、税込価格で表示しています。今後インターネット販売を考えていますが、インターネット販売では税抜価格、店頭では税込価格と表示方式が違っていても問題ないでしょうか。 32
- Q13. テレビショッピングにおいてナレーションで商品の価格（税抜か税込かは説明しない）のみを視聴者に伝え、テレビ画面のテロップに当該商品の税込価格を表示しているが、こうした方法で問題がないか。 33
- Q14. 免税事業者である。今回、税抜価格表示が認められたとのことであるが、免税事業者の場合、消費者に対する価格表示は従来通りの価格表示でよいのか。 33
- Q15. 消費税転嫁対策特別措置法により総額表示義務の特例が認められたことは承知している。当店では、商品によって税込価格表記とするものもあれば、税抜価格表記とするものもあるが、注意すべきことはあるか。 33
- Q16. 当社（小売業者）では、当社がメーカー希望小売価格とは別に販売価格を設定して、値札等の表示は税込価格（総額表示）とすることとしている。一方で、当社が販売している商品のパッケージには、メーカー希望小売価格が表示されているものもある。回転率が低い商品の場合にはメーカーの出荷時期の違いにより、旧税率に基づく希望小売価格（税込価格）

が付されたものと新税率に基づく希望小売価格（税込価格）が付されたものが混在することがある。このようなメーカー希望小売価格について、小売業者としてどのような対応を行うことが望ましいか。 34

Q17. 事業者です。現在8%の税込価格で表示していますが、消費税率引上げ後に提供する商品（経過措置の適用は受けません）の予約受付を、10%への消費税率引上げ前に行う場合、どのように価格表示すればよいでしょうか。 34

Q18. 総額表示義務の特例が適用されない業種はあるのか。また、自社が所属していない業界団体が表示カルテルを行っている場合、同じ業界である以上、表示カルテルとして届けられた表示方法によらなければならないのか。 34

Q19. 事業者向けの広告では、取引価格について税込価格か税抜価格かどうかについて明らかにする義務はないと聞いたが、なぜか。 35

Q20. 当社では、事業者向けに業務用機械のカタログ販売を行っている。消費者から注文があれば、消費者にも販売しているが、このような場合、カタログの価格表示は、総額表示義務の対象となるのか。 35

イ 消費者の立場からの相談 35

Q21. 消費者である。ある小売店の商品の価格表示は税抜表示であるにもかかわらず、レシートの表示は税込表示されているがこのような方法は認められているのか。 35

Q22. スーパーの価格表示について、事業者によって表示方法にばらつきがあり、消費者にとって分かりづらいので統一すべきではないか。また、本体価格と税込価格を併記する場合において、税込価格が小さすぎてよく分からない場合には指導を行うべきではないのか。 . 36

Q23. あるスーパーにおける商品の価格表記について、税込表示を行っている商品と税抜表示を行っている商品が混在しているが、商品によって価格表記の方法を分けることも認められるのか。 36

Q24. 消費者である。同一の店舗で商品の種類によって税抜価格のみ記載しているものと税込価格と税抜価格を併記しているものを記載しているところがある。こうした取扱いは認められているのか。 36

Q25. ある店で買い物をしたら、商品の値札に税抜価格〇〇円と税込価格〇〇. 〇〇円と小数点以下の価格が併記されていた。このような税込価格の表示は認められるのか。 37

Q26. 走行中の車中からあるガソリンスタンドの店頭の看板の価格表示をみて、給油に立ち寄ったが、当該看板の近くに来てガソリンの価格が税抜の価格表示であることが分かった。このような表示は認められるのか。 37

Q27. 消費者である。水道工事を依頼すべく事業者に見積を依頼したところ、A円との回答があった。ところが工事完了後、送付されてきた請求書をみるとA円に消費税分が上乘せされていた。消費者からの見積依頼に対する回答に当たって、事業者は、税込価格であるのか税

抜価格であるのか明らかにする必要はないのか。 37

Q28. 消費者である。飲食店のチラシの価格表示について、税込か税抜かの説明がないまま料金が記載されていたので、一読した時点では、税込料金であると思った。しかし、チラシをつぶさに見てみると、「価格表記は税抜である」旨の注意書きが目立たないところに小さい文字で付されていた。このような価格表示の方法は認められるのか。 38

Q29. チラシの価格表記について税込価格なのか税抜価格なのか記載していないものがある。消費者に対してチラシの価格が税込価格であるのか税抜価格であるのか明らかにしておく義務はないのか。 38

Q30. ある小売店の価格表記についての相談である。商品の値札には税抜価格として 100 円、参考として税込価格 108 円が 1 円単位で表記されている。ところがレジの支払のカウンターのところに「当店では、円単位を切り上げ 10 円単位でお支払いただきます」という趣旨のお知らせが掲示されていた。こうした方法だと、レジでの支払の段階になってはじめて、正確な税込価格がいくらになるのか分かることになる。こうした方法も認められるのか。 ... 38

Q31. 消費者です。ゴルフ場の利用料の消費税について、例えば、税抜 11,000 円の利用料に消費税率を乗じた 11,880 円を 10 円単位で切上げて税込 11,900 円とするような処理方法は問題ないのでしょうか。 39

Q32. ネットショップで商品を購入した。ウェブサイトでは、商品の価格について税込と記載されていたので、表示されていた金額を支払えばよいと思っていた。ところが、商品を注文してから増税分の差額を支払ってもらう旨の連絡があった。ウェブサイトのどこにも「税込の価格表示は、旧税率に基づくものである」旨の注意書きがないものは問題ではないか。 39

Q33. 消費者です。値札に 1,050 円（税込）と表記されていた商品を購入しようとしたところ、レジで 1,080 円請求された。店に確認したところ、当該商品は消費税 5% のときに仕入れた商品のため、販売の際に消費税上昇分の 3% 分を上乗せして請求したということでした。このような価格表示は認められるのでしょうか。 40

Q34. 消費者である。通信販売で商品を購入した。商品の価格には税抜である旨の表示がなされていたが、送料については何も表示されていなかったため、税込価格であると思っていた。ところが、通信販売事業者から送付された請求書には、送料について別途消費税分が記載されていた。通信販売業者の送料に係る価格表示は、総額表示義務の対象とならないのか。 40

Q35. 飲食店のメニューの価格表示について税込か税抜かについて明らかにしておく義務はないのか。 40

(2) 消費税率の適用関係等に関する相談 41

ア 事業者の立場からの相談 41

Q36. 事業者です。平成 25 年 9 月に経過措置が適用される工事請負契約を結んでおり、請負金額の消費税率は 5% となっています。指定日以後変更契約により請負金額が増額されたのですが、増額された金額についても経過措置の適用を受けることができますか。 41

- Q37. 当社は施主から平成 25 年の 9 月に工事を請け負い、工事の一部について下請事業者に発注し、3 月までに完成し、施主に引き渡す予定であったが、天候等の関係で下請事業者との契約及び発注が平成 26 年 1 月に遅れて、下請事業者による施行部分の引渡しが平成 26 年 4 月以降となることから、施主への引渡しも 4 月以降になる。この場合、施主に請求する際の消費税率と下請事業者に支払う際の消費税率はどうなるのか。 41
- Q38. 取引先との間で、平成 30 年 4 月から数年間にわたる役務提供契約を締結しようと考えている。その場合、適用される消費税率についての一般的な考え方を教えてほしい。 ... 42
- Q39. マンション分譲販売業者である。当社のマンションは、マンション購入者の注文により内装等の変更が可能となっており、通常、当社のマンション購入者は内装の変更を希望される。平成 31 年 3 月 31 日までに顧客との間でマンションの内装の変更を含む売買契約を締結した場合には、マンションの引渡しが平成 31 年 10 月 1 日以降であっても、経過措置により消費税率は 8 % となるという理解でよいか。 42
- Q40. ある成果物の作成を請け負っている事業者である。消費税率の適用に係る経過措置について確認したい。消費税率 10% 引上げ前の指定日（平成 31 年 4 月 1 日）前に契約を締結し、成果物の納入が 10% 引上げ後になる場合も、消費税率 8 % 引上げ時と同様に、経過措置により引上げ前の消費税率（8 %）が適用されるのか。 42
- Q41. 建設業を行う事業者です。10% への税率引上げ後においても、平成 31 年 3 月 31 日までに契約締結した工事に係る請負契約に基づき、平成 31 年 10 月 1 日以後に引き渡した場合の税率は 10% ではなく 8 % とのことですが、平成 31 年 10 月 1 日からいつまでに引き渡さなければいけないという期限はありますか。 42
- Q42. 消費税率の引上げに伴う経過措置が適用される取引（5 % の税率が適用される取引）について、事業者の選択によって経過措置の適用を受けない（8 % の税率を適用する）ことも可能なのか。 43
- Q43. 消費者向けにリフォーム工事を請け負っている事業者である。消費税率 10% 引上げに伴う経過措置の内容について当社の消費者向けパンフレットに掲載したいと考えているが、構わないか。 43
- Q44. 当社では、年間契約を締結して、清掃サービスの提供を受けている。そのサービス提供事業者から消費税分として平成 27 年 1 月になって追加請求が来た。当社としては、平成 26 年 1 月に、平成 26 年 1 月から 12 月までの月ごとのサービス料金を前払いしているため、平成 26 年 4 月以降の利用分について追加請求に応じる必要はないと考えているが、応じなければならないのか。 43
- Q45. 当社は、ユーザー企業に対して情報機器の保守サービスを提供している。ユーザー企業への保守サービスの提供に当たっては、契約期間を平成 27 年 4 月から数年間とすること、月ごとの保守料金について税込〇円とすることとする契約をユーザー企業との間で交わす予定である。契約期間中に消費税率の変更があった場合、消費税率引上げ後の月ごとの保守料金については消費税率引上げ分の額を請求することとしたいが、消費税率の適用についての一般的な考え方について教えてほしい。 43

Q46. 数年前に公立の小学校から卒業アルバムの制作を請け負った。卒業アルバムの納入は平成 27 年 5 月を予定しているが、その場合、消費税率の適用についての考え方を教えてもらいたい。 44

Q47. 店舗等の賃貸借事業を営む事業者である。消費税率 10%引上げ前に平成 31 年 10 月以降の数年間分の月極の賃借料を店舗等の借手事業者から前払いで受領することとした場合、当該取引に適用される消費税率はどうなるのか。 44

Q48. 当社は免税事業者であるため、消費税の納税義務がないことは承知している。当社が買手として、取引先からの商品の仕入れに対して代金の支払を行う場合、消費税を支払う必要があるか。 44

Q49. 取引先との契約書において消費税については別途 5%とする旨規定している。平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げにより消費税が 8%となるが、契約書を締結し直すということになると煩雑である。何か方策はないか。 45

Q50. 当社は税抜表示としている。例えば、税抜 12,000 円の商品について消費税をかけると税込で 12,960 円となるところ、代金徴収時の便宜を考えて、税抜表示は 12,000 円としたまま、消費者から受け取る価格について 10 円単位を四捨五入して支払総額 13,000 円とすることは問題ないか。 45

Q51. 事業者である。契約の途中解除に対して違約金を請求する場合、違約金にも消費税はかかるのか。 45

イ 消費者の立場からの相談 45

Q52. 平成 26 年 1 月に同月から 1 年分の役務（サービス）提供に係る料金を支払ったが、4 月分以降の料金について、新税率が適用されるとの理由で税率上昇分の追加請求をされた。定期券などは、3 月中に購入すれば、4 月分以降の料金についても旧税率が適用されると聞いているが、取引によって、適用税率に違いがあるのか。 45

Q53. 継続的役務提供を行っている事業者から同事業者が提供している役務提供の支払に使用できるプリペイドカードを購入した。プリペイドカード購入の際、消費税がかけられることはあるのか。 46

Q54. 消費者です。教育関連費用は消費税が非課税であると聞いたのですが、学習塾の授業料も消費税はかからないのでしょうか。 46

Q55. 消費者です。自動車保険に加入していますが、保険会社から事故の際、「自動車を修理する場合は消費税を加算した金額を修理業者に支払うが、修理をしない場合は消費税を加算しない保険金を被害者に支払う。」と言われました。修理代と保険金に係る消費税の課税関係はどのようになりますか。 46

Q56. ある小売店の商品の値札に「税抜 2,700 円（参考価格）、税込 2,950 円」とされていた。税込 2,950 円であると税抜価格は 2,731 円になるはずである。この表示だと、税抜価格（参考価格）の表記が実際の税抜価格（参考価格）よりも低くなっているが、このような表示は

問題とならないのか。 46

Q57. 消費者である。消費税率引上げ前に締結した車のメンテナンスサービスの提供を受ける取引について、料金を先払いしていたが、消費税率引上げ後、事業者から3%相当分の消費税を徴収された。こうしたケースに適用される消費税率についてはどのように考えるのか。 47

Q58. 消費者である。店頭において税抜価格と税込価格の二つの価格が表示されている場合の小売事業者の価格設定についての疑問である。例えば、税抜価格110円に8%の消費税率を適用すると計算上は118.8円となる。このように税抜価格を基に税込価格を計算すると、1円未満の端数処理の方法によって、税込価格に差が生じることになるが、1円未満の端数処理の取扱いについて決まりはないのか。 47

Q59. 消費者に対して期間限定で「消費税8%免除」として販売促進活動を行っている事業者がいるが、事業者が任意に消費税を免除することは、制度上あり得るのか。 47

Q60. 消費者です。家のリフォームを依頼した事業者の見積書を見たところ、屋根の修理が下請けに出されており、その下請代金に消費税分が上乗せされており、消費税が上乗せされた金額とその他のリフォーム代金の合計額に消費税が上乗せされた金額が支払う金額となっています。この計算だと消費税に消費税がかけられていると思うのですが計算方法は正しいのでしょうか。 47

Q61. マンション管理組合です。マンションの大規模修繕工事を予定しています。消費税率10%引上げに際しての経過措置の適用を受ける請負契約について平成31年3月31日までに締結することが要件となっていることは承知しているが、工事の終了時期についても要件があるのか。 48

2 転嫁拒否等に関する相談 48

(1) 買手の立場からの相談 48

Q1. 外部講師に1~2時間の講演を依頼し、その謝礼として講演料10,000円を支払っています。この講演料は謝礼のため、消費税率引上げ後も10,000円のまま据え置くことは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないでしょうか。 48

Q2. 当社（小売業）は、納入業者との間で当社の販売実績に応じてリベートの支給を受ける契約を締結しているが、消費税率引上げに伴いリベートの支給条件について納入業者との間で再交渉することを考えている。消費税転嫁対策特別措置法との関係において注意すべきことはあるか。 48

Q3. 取引先から仕入れる際の税込の取引価格について、消費税率引上げ前の価格と同額とするために、取引先に対して消費税率引き上げ分に相当する商品の量目を減らす等の内容変更を求めようと考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となることはないか。 ... 49

Q4. 小売事業者です。現在、税込み1,000円で消費者に販売している商品について、消費税率10%への引上げ後も税込み1,000円に販売価格を据え置くために、商品の納入業者に対

し、消費税率引上げ後の商品の納入価格を引上げ前のまま企業努力で据え置いてもらうことを考えています。このような行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないでしょうか。 49

Q5. 当社は消費税転嫁対策特別措置法の規定する特定事業者に当たるところ、同法に規定する特定供給事業者に該当する取引先に対して、取引先の商品の原材料価格が下落しているので、当社への納入価格についても、引下げを要請しようと考えている。こうした要請を行うことは消費税転嫁対策特別措置法において問題となるか。 49

Q6. 当社（特定事業者）は、保守点検サービスを取引先（特定供給事業者）に委託しているところ、他の保守点検サービス事業者に比べて料金がいため、消費税率の引上げを契機に保守点検サービスの提供に係る対価の引下げを要請したいと考えている。このような要請を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきに該当するか。 49

Q7. 買手に当たる事業者です。数名の個人事業者と業務委託契約を結んで仕事を発注しています。当社では、定期的に能力査定を行っており、査定結果によって委託料金を改定しています。消費税率引上げ時に、査定によって委託料金を引き下げることが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのでしょうか。 50

Q8. 買手（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、売手（同法上の特定供給事業者）に対して、商品又は役務の対価について消費税率の引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払うことは、減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となることだが、本体価格の合計額に消費税率分を上乗せした結果として生じる支払総額の1円未満の端数を切り捨てて支払うことも問題となるのか。 50

Q9. 事業者です。取引先事業者に対し税抜の納入単価を小数点以下2桁で提示し、これに消費税率を上乗せした税込単価（小数点以下4桁となる）に月ごとの取引数量を乗じて得た金額の1円未満の端数を切り捨てて支払うことを考えています。このような端数処理の方法は消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。 50

Q10. 買手である。売手が、個々の商品の納入単価（税込）について1円未満の端数を四捨五入している場合がある。当社（買手）としては1円未満の端数を切捨てて処理した納入単価をベースに取引価格を定めたいと考えているが、売手に対して「納入単価（税込）について、1円未満の端数は切り捨てて定めたい」と要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。 50

Q11. 特定供給事業者（売手）から消費税率の引上げに伴う取引価格（税込）の引上げ要請がない場合、消費税率引上げ後も取引価格（税込）を据え置いていたとしても、消費税転嫁対策特別措置法上の「買ったたき」には該当しないという理解でよいか。 51

Q12. 本体価格交渉の拒否の禁止の規定が消費税転嫁対策特別措置法に設けられた趣旨について教えてほしい。 51

Q13. 事業用に使用している駐車場について個人事業者から賃借している。取引先の個人事業者から消費税率の引上げに伴う駐車場の賃借料の改定の申出がないが、当社から取引先に対して賃貸料の改定の意思を確認するなどの対応を取らないで据え置いた場合、消費税転嫁対策特別措置法上の転嫁拒否として問題となるのか。 51

Q14. 買手事業者である。売手事業者との間で取引条件について税抜価格で合意した後に、売手事業者から、契約書に記載する金額について、買手事業者との間で合意した税抜価格に消費税分を上乗せした価格（税込価格）で記載するよう依頼されることがある。こうした依頼に応じないと、消費税転嫁対策特別措置法の規制において問題となることはあるか。 ... 52

Q15. 消費税転嫁対策特別措置法第3条違反として公正取引委員会から勧告が行われた場合に、勧告に従わない場合の手続について法律においてどのように定めているか教えてほしい。 52

(2) 売手の立場からの相談..... 52

Q16. 消費税率の引上げに伴い取引価格を引き上げること自体は、取引先（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）に応じてもらえると思うのだが、その代わりとして、後日、金銭の負担を求められた場合、取引先のこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。 52

Q17. 取引先の小売業者から消費税率引上げに伴う店頭販売のための値札の付け替え作業を求められているが、当社（納入業者）が値札の付け替え作業を行わなければならないのか。 52

Q18. 取引先の量販店から、商品を製造し納入している当社に対して消費税率引上げ後の納入価格を据え置いた上で、商品の品質のグレードを下げることで量目を減らすことを求められた場合、こうした行為は消費税転嫁対策特別措置法の規制対象となるのか。 53

Q19. 商品をスーパーに納入する事業者である。スーパーに商品を納入する際の取引価格（対価）は、納入単価（税込）に納入個数を乗じて算出される。スーパーが消費税率引上げ後の納入単価（税込）について、1円未満の端数は切捨て処理するように納入事業者に要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となることはあるのか。 53

Q20. 個人事業者です。出版社から業務を請け負った編集プロダクションから孫請けの形で仕事を継続的に請け負っていますが、消費税率が8%に引き上げられて以降も、請負金額は増額されませんでした。聞くところによると、このような取引先の行為は、消費税転嫁対策特別措置法に違反するという事なので、引上げ分の請負金額への上乗せをお願いしようと考えています。仮に、取引先の編集プロダクションが、出版社から引上げ分を上乗せしてもらっていなかったとしても、取引先の編集プロダクションに対して引上げ分の上乗せをお願いすることは可能でしょうか。 53

Q21. 個人で事業を営んでいる課税事業者です。消費税率が8%に引き上げられた際にも、取引先から支払ってもらった取引価格は据え置きのままです。このような行為は問題であると考えますが、今後、当方の売上が減少し免税事業者になった場合でも、取引先が取引価格を据え置く行為は問題であるとの理解でよろしいでしょうか。 53

Q22. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者である。ある特定事業者との取引において、消費税率引上げ前の対価（税込価格）に消費税率引上げ分を上乗せすることを取り決めていたものの、計算上生じる百円単位の端数について対価から一方的に差し引かれて支払われることがある。差し引かれる額が対価に占める割合は小さいが、特定事業者のこうした行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。 54

- Q23. 当社（メーカー）が卸売業者を通じて納入先に商品を納めているところ、納入先から消費税引上げ分の値引きを要請されることを懸念している。当社と納入先との間には直接の取引関係はないが、この場合、消費税転嫁対策特別措置法の適用はないのか。 54
- Q24. 当社は、元請事業者から建設工事を請け負っている下請事業者である。平成 26 年 3 月までに工事が完成し、引き渡す予定であったため、5%の消費税率が適用されるはずであったが、当社のミスにより引渡しは4月以降となり、結果として8%の消費税率が適用されることになった。元請事業者から引渡しが遅れた責任は、当社にあるので消費税は5%分しか払わないと言われることを懸念している。 54
- Q25. 当社は取引先から工事を受託している。取引先から平成 26 年 4 月以降の工事について本体価格部分を変えない（したがって、税込料金は消費税率引上げを反映させた額とする）が、作業内容を追加してほしいと要請されることを懸念している。 55
- Q26. 売手である。取引先事業者と本体価格で交渉したいと考えているが、取引先が交渉に応じない場合、取引先にペナルティが課されることはあるのか。 55
- Q27. 建設事業者である。継続的取引関係にある元請事業者に対して税抜の見積金額を提示して価格交渉を行うことを考えているが、元請事業者から当社が提出した税抜の見積金額をそのまま税込の見積金額にするよう指示されないか懸念している。 55
- Q28. 当社は事業者向けにオフィス等の賃貸事業を行っているところ、平成 26 年 4 月以降の賃貸料については8%の税率を適用した金額を事業者に請求することとしているが、オフィス等に入居している事業者が受け入れてくれるか懸念がある。事業者が当社の請求を受け入れてくれなかったらどうすればいいのか。 55
- Q29. 駐車場事業を営んでおり、借手である顧客には個人事業者や消費者もいる。消費税率引上げに伴い平成 26 年 4 月以降の駐車料金について引上げを行っているが、引上げに応じてくれない個人事業者や消費者が現れるのではないかと懸念している。この場合、消費税転嫁対策特別措置法において転嫁拒否として問題となることはないか。 56
- Q30. 法人事業者に店舗用物件を賃貸している事業者である。これまでは経過措置の適用があったため、本体価格に消費税率5%分を上乗せした額を賃料としてもらっていたのだが、1か月前に契約を更新したことによって経過措置の適用がなくなった。しかしながら、更新後も賃料は据え置かれたままとなっている。取引先に対して、1か月前の契約更新時に遡って消費税率8%との差額を請求することは可能か。 56
- Q31. 消費者が結婚式サービスを提供している事業者が平成 25 年の 9 月までに平成 26 年の 4 月以降の結婚式の申込みを行った場合、経過措置の適用を受け、消費税率は5%になると聞いた。当社は、結婚式サービスを提供している事業者（取引先）に物品を納入しているが、経過措置が適用される結婚式に使用する物品の納入について消費税分を5%として計算した価格で納入してくれと要請されることを懸念している。こうした要請は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。 56
- Q32. 取引先の事業者からこれまでは内税で作業料金をもらっていたが、平成 26 年 4 月以降は外税で作業料金を支払ってもらうことになった。今後本体価格部分については見直し（引

- 下げ) たいと言われることを懸念している。 57
- Q33. 当社は売手の立場にあり、取引先にサービスを供給している。取引先には人格なき社団も存在する。人格なき社団は、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当することがあるか。 57
- Q34. 当社は、取引先の元請事業者にサービスを供給している。取引先の元請事業者に対して消費税率の引上げに伴う取引価格の引上げを要請しているが、元請事業者がユーザーから取引価格の引下げ要請があることを理由に認めてくれないことを懸念している。こういったケースでは、元請事業者の行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。 ... 57
- Q35. 元請事業者から発注を受けて、翻訳サービスを提供している事業者である。元請事業者との契約書上では、作業単価について内税である旨の記載はないが、元請事業者から、従来から作業単価について内税処理しているので、消費税率の引上げ後も作業単価に変更はないと一方的に言われぬか懸念している。 57
- Q36. 法人企業に対してサービスを提供している事業者である。取引先の法人企業から、平成31年1月以降の取引に係る契約更改に当たり、取引金額(税込)が提示された。平成31年10月に消費税率の引上げが予定されているが、当該法人から、契約期間中に適用される消費税率の引上げがあった場合においてもこの取引金額(税込)で合意しないと契約更改しないと言われることを懸念している。 57
- Q37. 建設関係の下請事業者(免税事業者)である。当社と取引のある特定の元請事業者は、当社も含め下請事業者への作業の委託に当たって作業ごとに単価を定めている。しかし、当社のような免税事業者に対しては、請負代金の支払の段階になって、免税事業者であることを理由に請負代金の減額が行われるのではないかと懸念している。 58
- Q38. 買ったたき等の転嫁拒否を行い、消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会から勧告を受けた事業者が勧告に従わなかったり、一度勧告を受けた事業者が再度違反行為を行った場合には、どのような処分を受けることになるのか。また、同法違反行為を行った事業者に対して勧告にとどまらず、罰則の適用や課徴金の納付が命じられることはないのか。 58
- Q39. 当社に書面調査(消費税の転嫁拒否等に関する調査)が届いた。この書面調査に回答すると、取引先からの消費税率引上げに伴う本体価格の値下げ要請に対して何らかの対応をしてくれるのか。 58

3 表示方法(阻害表示)に関する相談 59

- Q1. 事業者に対して「消費税増税分は納入料金から値引きします」といった営業活動を行うことは、問題となるのか。 59
- Q2. 消費税率が5%から8%になると消費者の負担感が高まるので商品の購入者に消費税相当分の商品券を提供することを考えているが、どのような表示を行えば消費税転嫁対策特別措置法で禁止される転嫁阻害表示として問題となるのか。 59

- Q3. 会員向けと一般向けで価格設定を別にして、「会員になれば消費税分安くなる」と表示することは問題ないか。 59
- Q4. 事業者です。通常税込み 1,000 円で販売している書籍について、出版元からの直接購入の場合、税込み 920 円で販売しています。この書籍の広告チラシにおいて、出版元から購入すると消費税分がお得になる旨の表示をすることは問題ないでしょうか。 59
- Q5. 現在 1,000 円（税込）で販売している商品について広告に「平成 26 年 4 月 1 日以降、増税後も 1,000 円（税込）で販売します。」と表記することを考えているが問題ないか。 .. 59
- Q6. 消費者です。飲食店の新聞折込広告に、「こちらの切り取りをご持参で消費税サービス」と記載されていました。このような表示は、特措法上問題とならないのでしょうか。 ... 60
- Q7. 消費者です。店舗で「(クレジットカードではなく) 現金で支払うお客様には消費税をサービスします。」という表示を見ましたが、問題ないのでしょうか。 60
- Q8. 平成 26 年 4 月以降、店舗にポスターを掲示して「総額価格は変わりません。」と表示することは、消費税転嫁対策特別措置法上認められるか。 60
- Q9. 当社（エステティックサロン事業者）は、顧客が複数で申し込んだらグループ割引として消費税分を割り引く企画をウェブサイトにおいて案内することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。 60
- Q10. オンラインショップで商品を販売している事業者である。商品を購入してくれた方に 8% の消費税分をポイントとして提供し、次回の購入時に利用してもらうことを考えている。当社のウェブサイトにもその旨案内したいと考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。 60
- Q11. インターネットで商品を販売している事業者である。消費者からは商品の代金とは別に商品発送代金も支払ってもらっている。消費税転嫁対策特別措置法第 8 条の規制において、商品発送代金について消費税分値引きしますといった案内をウェブサイト上で行うことは問題ないか。 61
- Q12. 当社（小売業）のカード会員になった場合に販売している商品について「本体価格で販売します」との表示をダイレクトメールで行うことを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。 61
- Q13. 消費税率引上げ前に大量に仕入れた商品が在庫として残っているので、「在庫一掃 8% 値引きセール」として広告に表記することを検討している。このような表記は、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。 61
- Q14. 海外から製品を買い付け、国内消費者に販売している事業者です。ホームページ上で、「海外からの輸入品のため、消費税はかかりません。」と表示することは消費税転嫁対策特別措置法上問題になりますか。 61
- Q15. 外国人旅行者向けに免税ショップを営んでいるが、店頭のパoster等で免税分を値引き

しますと表記することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。	61
Q16. 当社の取引の中には、課税取引だけでなく、非課税の取引も存在します。課税取引については、その旨明示した上で税抜価格を表示し、非課税取引には※等のマークを付け、別途「※マークの商品は消費税はかかりません」と表記することは問題ありませんか。	62
Q17. 消費庁が作成している「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」において禁止される具体的な表示例として「消費税分OFF」の表記は挙げられていないが、禁止される表示に該当するのか。	62
Q18. 小売業を営んでいる。当社のウェブサイト「消費税分がんばります。8%割引のクーポン提供中」と案内する企画を検討している。消費税転嫁対策特別措置法上問題となるかどうか教えてもらいたい。	62
Q19. 小売事業者である。今まで「税抜価格 9,800 円」と表示して販売していた商品を、「企業努力で税込 9,800 円にします。」という表示で販売したいと考えている。このような表示に変更することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。	62
Q20. 「本体価格 3,500 円で、消費税は本来 280 円のところ、200 円だけ上乗せして税込価格 3,700 円とさせていただきます。」と事業者から説明を受けました。このような説明は問題ないのですか。	63
4 便乗値上げ等価格設定に関する相談	63
(1) 事業者の立場からの相談	63
Q1. 施設の利用料金の値上げについて、光熱費を含めて値上げをしたいが、便乗値上げに当たるのか。	63
Q2. 1つ1つの商品に3%分の値段を転嫁して販売しなければならないのか。1円単位で転嫁して販売するのは手間がかかり難しい。	63
Q3. レジにおいて本体価格に消費税率をかけた際に発生する消費税の1円未満の端数処理の方法について、切上げ、四捨五入又は切捨でのいずれによるべきか。	63
Q4. 市町村が提供している住民向けのサービス料金について消費税率の引上げ分を転嫁すると1円単位の料金設定となってしまうので、住民の便宜を考え、1円の単位については四捨五入する等して5円刻みの料金設定とすることは問題ないか。	64
Q5. 当社は免税事業者であるが、消費税率引上げに伴い仕入コストが上昇するので値上げを考えている。値上げした場合、便乗値上げになるのか。	64
Q6. 当社の事業においては、非課税売上が多いのですが、仕入れには当然消費税がかかっており、その負担を消費者向け価格に転嫁したいのですが、これは便乗値上げとして問題となりますか。	64

Q7. 券売機で食券を購入してもらう方法で飲食店を営んでいるが、消費税の増税分を転嫁するとメニューの値段が1円単位となり切りが悪いので四捨五入する等として10円単位に統一しようと考えている。便乗値上げとして問題となるか。..... 64

(2) 消費者の立場からの相談..... 64

Q8. ケーブルテレビの月額利用料金（平成26年1月から12月までの利用料金）を平成26年1月にまとめて支払った。ところが、平成27年になってから平成26年4月以降の利用料金について消費税増税分として請求された。こうしたケーブル会社の対応は、便乗値上げとして問題とならないのか。..... 64

5 軽減税率制度に関する相談..... 65

Q1. 軽減税率の対象となる新聞の要件として、定期購読期間が何か月以上でなければならないという要件はありますか。..... 65

Q2. 飲食業を営む事業者です。他の業者に配達を委託して行う飲食料品の宅配は軽減税率の対象となりますか。..... 65

Q3. 地方公共団体が運営する施設内で、飲食店を運営している事業者です。地方公共団体からは調理スペースのみを借りて顧客に食品を提供しており、顧客は施設内に地方公共団体が設置したテーブルや椅子を利用して購入した食品を食べています。この場合、当社が提供する飲食品は軽減税率の対象となりますか。..... 66

Q4. 飲食業を営む事業者です。当初店内での飲食を予約していた顧客から、店内で飲食ができなくなったことから予約をキャンセルし、店内で飲食をせず、持ち帰りにしたいと言われたため、飲食料品を持ち帰り用の容器に入れて提供しました。この場合は軽減税率が適用されますか。..... 66

Q5. 有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供（食事の提供等）については、軽減税率の適用対象となるということですが、この「有料老人ホーム」の範囲を教えてください。..... 66

Q6. 事業者です。有料老人ホームの設置者から、入居者等へ提供する食事の調理業務を受託しています。この調理受託業務は軽減税率の対象となりますか。..... 66

Q7. 事業者です。軽減税率対象商品の仕入れに紐づいて、当該商品の仕入先から、当社が支払いを受けるリベートについては、軽減税率が適用されるということでしょうか。..... 67

Q8. 事業者です。軽減税率実施後の請求書の記載方法についてお伺いします。税率10%となる宴会での食事代と税率8%となる飲食料品の引出物をまとめて請求する場合、請求書には一緒に記載してもよいのでしょうか。..... 67

Q9. 事業者です。平成31年10月1日から軽減税率制度の実施に伴い、区分記載請求書等の保存が必要となりますが、顧客に交付する請求書について、商品（食品）の価格8%、送料

- 10%、代引手数料 10%がある場合、どのように記載すればよいですか。 68
- Q 10. 卸売事業者です。軽減税率制度の実施に併せて、区分記載請求書等保存方式が導入されますが、区分記載請求書等に個々の商品ごとの税率を記載する必要があるのでしょうか。 68
- Q 11. 事業者です。軽減税率制度実施に伴い作成する区分記載請求書において、軽減税率対象品目かどうかを示す印の代わりに、各商品ごとに消費税率を記載する方法でも問題ありませんか。 68
- Q 12. 事業者です。平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から軽減税率制度が実施されると、レシートの代わりに発行する領収書についても、区分記載請求書等保存方式に従った、税率ごとの合計額の記載が必要ですか。 69
- Q 13. 主に消費者向けの販売を行っている小売事業者であるが、軽減税率が導入された場合、発行するレシートには販売した商品が軽減税率対象か標準税率対象かを示すマーク等の記載が必要なのでしょうか。 69
- Q 14. 軽減税率対象商品のみを販売している場合であっても、レシートに軽減対象であることを示すマーク等の記載が必要あるか。 70
- Q 15. 現金商売を行っている小売事業者であり、売上げを税率ごとに区分して記帳することが困難なことが想定される。このような場合でも、レシートに軽減税率の対象品目であることを示すマーク等の記載が必要あるか。 70
- Q 16. 事業者です。軽減税率制度が実施された際、仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対して税額計算の特例があると聞きました。どのような内容ですか。 71
- Q 17. 事業者です。軽減税率制度実施後において、見積書についても区分記載請求書の記載事項（異なる税率ごとに合計した対価の額等）を満たす必要はありますか。 71
- Q 18. 事業者です。適格請求書等保存方式が導入された際、当方が適格請求書を発行した取引先に対して、代金受領後に領収書を発行する場合、適格請求書の記載事項（領収書に異なる税率ごとに合計した対価の額や適格請求書発行事業者の登録番号等）の記載は必要ですか。 71
- Q 19. 平成 35 年 10 月 1 日に適格請求書等保存方式が導入されると、適格請求書を保存しないと消費税の仕入税額控除は受けられなくなるのですか。 72
- Q 20. 事業者です。平成 35 年 10 月 1 日から導入される適格請求書等保存方式においては、交付した適格請求書の写しを保存することが義務付けられていますが、適格請求書を発行するための電子システムに請求書のデータを保存して、いつでも再現できる状況であればよいのでしょうか。 72
- Q 21. 事業者です。平成 31 年 10 月 1 日から区分記載請求書等保存方式、平成 35 年 10 月 1 日からは、適格請求書等保存方式が導入される予定ですが、2 段階でそれぞれに対応したシステム改修を行う必要が生じるのでしょうか。適格請求書等保存方式に対応した請求書へのシ

システム改修を行えば、区分記載請求書等保存方式にも対応した請求書として認められますか。
..... 72

Q22. 事業者です。適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されると、軽減税率対象商品以外の商品のみの仕入れであっても、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除はできないのでしょうか。 72

Q23. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）について質問です。①適格請求書発行事業者登録は強制か、任意か。登録しない場合、罰則規定はあるのか。②適格請求書発行事業者でない免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除できないのか。 73

Q24. 事業者です。平成 35 年（2023 年）10 月 1 日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されると、適格請求書発行事業者としての登録を受けた事業者でないと、適格請求書を発行できないとのことですが、適格請求書発行事業者としての登録の申請はいつからできますか。 73

Q25. 中小事業者です。現在、簡易課税制度を選択し、消費税の申告をしています。軽減税率制度実施後は、簡易課税制度を選択している事業者でも、売上げを税率ごとに区分する必要がありますか。 73

Q26. 事業者です。簡易課税制度の適用を受ける場合は、適格請求書の保存がなくても仕入税額控除を受けることができますか。 74

6 その他 74

Q1. ホテルサービスやレストランサービスを提供する事業者は、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当することがあるのか。 74

Q2. 取引先から委託を受けて専門的な知識について講演サービスを提供している事業者である。取引先には大学も含まれているところ、大学は消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当するのか。 74

Q3. 当社（製造業）の物品等の仕入れ先には、資本金の額が 3 億円を超える事業者と資本金の額が 3 億円以下の事業者が存在する。消費税転嫁対策特別措置法の適用関係になるのは、資本金の額が 3 億円以下の事業者から物品等を仕入れる場合であって、資本金の額が 3 億円を超える事業者から物品等を仕入れる場合には、消費税転嫁対策特別措置法の適用関係とはならないという理解でよいか。 74

Q4. 消費税の課税対象となる取引は、一定の要件を満たす「資産の譲渡」、「資産の貸付け」、又は「役務の提供」に係る取引であり、特許権等の知的財産権のライセンス取引は、資産の貸付けに当たるので消費税の課税対象となる取引となることは理解している。消費税転嫁対策特別措置法では、第 3 条において「特定事業者は、平成 26 年 4 月 1 日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。」と規定しているところ、特許権等の知的財産権のライセンス取引等の資産の貸付けに係る取引には、消費税転嫁対策特別措置法は適用されるのか。 75

- Q5. 事業者団体が転嫁カルテル・表示カルテルを届け出た場合、その内容を全ての構成事業者が必ず遵守しなければならないのか。 75
- Q6. 当方は中小の飲食店が加盟する組合だが、組合員が消費者から消費税をいただきやすくするためにポスターを作成して店内に掲示してもらうことを考えている。このような取組を行うことはカルテルとして問題となるか。 75
- Q7. 旅館業を営んでいる事業者の組合である。消費税率の引上げ時期の変更に伴い、総額表示義務の特例が認められる期限や消費税転嫁カルテル・表示カルテルが認められる期限も延長されたのか。 76

基本編

1 総額表示等に関する相談

(1) 総額表示義務の特例に関する相談

ア 事業者の立場からの相談

Q1. 領収書や契約書は総額表示義務の対象となるのか。

A1. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているので、特定の者に対して作成する、又は取引成立後や決済段階で作成する見積書・契約書・請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

Q2. 看板における広告は、総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象となるのか。

A2. 総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としているため、それがどのような表示媒体によるものであるかは問いませんので、看板広告も総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象となります。

Q3. 当社の商品の買手である事業者から請求書の金額の記載について税抜価格と消費税額を分けて記載するように要請されたが、請求書に記載する金額について何らかの決まりはあるのか。

A3. 請求書に税抜価格と消費税額を区分するか、税込価格のみを記載するかは、それぞれの取引内容等を踏まえた上で、各事業者において御判断いただくこととなります。消費税法上、決済段階で作成する請求書に消費税額を表示することについての規定はございません。

なお、総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているものです。

Q4. 小売業であるが、商品の値札は税抜表示とし、レシートは総額表示としているが問題ないか。

A4. 課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項により、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

このように総額表示義務及び総額表示義務の特例は、あらかじめ取引価格を表示する値札や広告等における価格表示を対象とするものですので、商品購入後に消費者に渡すレシートの金額表示は、これら規定の対象ではありません。

したがって、値札に表記する価格表示とレシート等の決済金額の表示を統一するかどうかにつきましては、それぞれの事情等を踏まえて、各事業者で御判断いただくこととなります。

Q5. 消費税率引上げに伴い、税抜価格のみでの表示も認められると聞いたが税込価格

での表示のままでも構わないのか。

A5. 課税事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には、総額表示が義務付けられています。

一方で、今般の消費税率の引上げに伴い、事業者の事務負担の軽減等の観点から設けられた総額表示義務の特例により、平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り、誤認防止措置を講じることを要件として、「税抜価格」のみによる表示など、税込価格によらない表示を行うことができることとされました。

この特例は、「税込価格」から「税抜価格」への表示の変更を義務付けるものではありませんので、税込価格での表示を行って問題ありません。

Q6. 誤認防止措置を講じていれば税抜価格表示でも認められるとする消費者向け取引における総額表示義務の特例措置は、いつまで認められるのか。

A6. 総額表示義務の特例（消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項）が認められる期限は、同法が失効する平成 33 年 3 月 31 日までです。

Q7. 事業者です。10,800 円（税抜価格 10,000）や、10,000 円（税込価格 10,800 円）といった表示方法は、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も認められるのでしょうか。

A7. 消費税法では、課税事業者が消費者に対して商品の販売等の取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合、商品に係る税込価格の表示（総額表示）を義務付けることを規定しています。この総額表示義務については、適用期限は設けられておりません。

御質問の 2 つの例示は、税込価格と税抜価格が併記されており、いずれもこの総額表示義務を満たすものです。そのため、このような表示は消費税転嫁対策特別措置法の失効後も認められます。

Q8. 消費税率の 10%への引上げ時期が変更されることに伴い、税込価格の表示を要しない総額表示の特例が認められる期限も延長されることになるのでしょうか。

A8. 平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限は、平成 30 年 9 月 30 日から平成 33 年 3 月 31 日に延長されたことから、総額表示の特例についても、平成 33 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

なお、税込価格を表示しない場合であっても、総額表示に対応することが可能である事業者には、消費者の利便性に配慮する観点から、自らの事務負担等も考慮しつつ、できるだけ速やかに総額表示に対応するよう努めていただくこととなります。

詳細につきましては、財務省HP「消費税における「総額表示方式」の概要」及び国税庁HP「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例）」を御確認ください（問合せ先：財務省主税局税制第二課 03-3581-4111（代表））。

(1) 総額表示義務の特例に関する相談

イ 消費者の立場からの相談

Q9. 商品の値札に税抜価格が大きく表示され、その下に税込価格が小さく表示されているが、こういった表示は良いのか。

A9. 税込価格に併せて税抜価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみ

て、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえ、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、消費税転嫁対策特別措置法第 11 条により、景品表示法第 5 条の適用が除外されます。そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素が総合的に勘案されることとされております。(このほか、例えば、一般消費者が手に取って見るような表示物なのかなど、表示媒体ごとの特徴も勘案される場合があります。)

商品の値札に税抜価格が大きく表示され、その下に税込価格が小さく表示されている場合において、税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格を見落としてしまう可能性があることと認められるような表示である場合などには、税込価格が明瞭に表示されているとはいえず、問題があります。

Q10. 「税込価格」に統一すべきではないか。「税込価格」のほかに「税抜価格」の表示を認めた理由は何か。

A10. 消費税転嫁対策特別措置法では、「総額表示義務の特例」として、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、税込価格を表示することを要しないこととされています。なお、当該特例を受けるに当たっては、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じることが必要とされています。

また、本法では、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q11. 消費者である。「本体価格〇〇円+税」という表示は、最終的に支払う価格が一見して分からないので、好ましくないのではないか。

A11. 消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています(総額表示義務の特例)。この特例は、消費税率の二度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯も踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q12. 税抜表示が認められたことによって最終的に支払う金額が支払の段階で分かるというのは消費者にとって不便であり、早くやめるべきである。税抜表示はいつまで認められているのか。

A12. 今般の消費税率の引上げに伴い設けられた消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価

格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。この特例は、消費税率の二度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯も踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q13. 消費者である。飲食店の料金表示についてメニュー表には税込価格なのか税抜価格なのか記載がなく、精算の際、レジ前の「当店は、税抜価格となっています」との案内表示により税抜価格であることが分かった。このような方法は認められるのか。

A13. 消費税転嫁対策特別措置法では、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

この特例により、事業者が消費者向けに行う取引において、税抜価格のみを表示する場合には、消費者が商品やサービスを選択する際に税抜価格であることが明瞭に認識できる必要があります。

例えば、誤認防止のための表示が、店内のレジ周辺だけで行われていることなどにより、消費者が商品を選択する際に認識できない形で行われている場合には、誤認防止措置が講じられていることになりません。

(2) 消費税率の適用関係等に関する相談

ア 事業者の立場からの相談

Q14. 平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げ前と引上げ後の期間を含む店舗等の賃貸借取引に適用される消費税率の適用についての考え方を教えてほしい。

A14. 消費税の適用税率について、平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる店舗等の賃貸借取引などの資産の貸付けに係る取引については、経過措置が適用される場合を除き、原則として、10%の消費税率が適用されます。

個々の取引における経過措置を含めた適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q15. 請負工事の取引に適用される消費税率について、8%の消費税率引上げのときには、一定のものについては経過措置として改正前の消費税率（5%）が適用されるとされていたが、10%の消費税率引上げのときにも同様の定めがされているのか。同様の定めがある場合、経過措置の対象となる契約はどのようなものか。

A15. 建設工事等の請負工事に係る適用税率についての経過措置は、消費税率 8%への引上げの際と同様、10%への引上げの際にも設けられております。

具体的には、平成 25 年 10 月 1 日から指定日の前日（平成 31 年 3 月 31 日）までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測

量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、平成31年10月1日以後に工事が完了するものについても、改正前の税率(8%)が適用されます。

経過措置等の消費税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q16. 消費税率が8%から10%に引き上げられた場合にも5%から8%に引き上げられたときと同様に経過措置の適用はあるのでしょうか。

A16. 消費税率及び地方消費税率の10%への引上げに伴う適用税率に係る経過措置については、8%への税率引上げ時と同様の内容が措置されるとともに、新たに、家電リサイクル法によるリサイクル料金や集合住宅での検針による灯油供給の料金に対する適用税率についての経過措置が追加されています。

なお、経過措置等の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で公表されている通達等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q17. 事業者です。消費税率10%への引上げが平成31年10月1日に延期されましたが、注文住宅などの工事を受注する場合、いつまでに契約すれば8%の消費税率が適用されることになりますか。

A17. 平成31年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等については、経過措置が適用される取引を除き、原則として10%の消費税率が適用されます。

請負工事に係る適用税率については、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、平成31年10月1日以後に工事が完了するものは、8%の消費税率とする経過措置が設けられています。

Q18. 元請事業者と当社の請負工事の取引には8%の消費税率が適用され、当社と下請事業者との請負工事の取引に10%の消費税率が適用される場合、当社が元請事業者から受け取る消費税は8%で計算されるのに対し、当社が下請事業者に支払う消費税は10%で計算されると、当社が損することにならないか。

A18. 事業者の消費税の納付税額は、原則として、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額となりますので、その仕入れに係る消費税率10%分が控除されることとなります。

したがって、御相談のケースのように、売上げに係る消費税率が8%で、仕入れに係る消費税率が10%と異なる場合であっても、上記の消費税の納税の仕組みにより、貴社の損益に影響を与えるものではありません。

国土交通省のホームページに、御相談の内容を含め建設産業における消費税の納税の仕組み等について解説した資料が掲載されていますので、そちらも御参照ください。

なお、貴社と下請事業者の関係が消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者の適用関係に当たる場合、税率10%が適用される取引について貴社が下請事業者に対して8%分しか支払わないなど、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定める行為は、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となる可能性がありますので御留意願います。

国土交通省ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>建設業>建設業法令順守

>建設産業における消費税の転嫁対策について
資料「建設産業における消費税の転嫁対策について」
2 ページ目「元下契約に関する経過措置と損益の関係」参照
<http://www.mlit.go.jp/common/001102257.pdf>

Q19. 元請事業者との間で建設工事の一部を請け負う契約を平成 26 年 2 月に締結した。工事の終了は 5 月になり、元請事業者に対して 8 %の消費税率で請求したところ、元請事業者から契約時点の消費税率 5 %しか支払わないと言われることを懸念しているが、元請事業者の主張は正しいか。

A19. 平成 25 年 10 月 1 日以後に契約を締結した請負工事で、平成 26 年 4 月 1 日以後に工事が完了する場合には、原則として、8 %の税率が適用されます。

なお、消費税の適用税率については、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署に御相談ください。

また、元請事業者（特定事業者）が、税率 8 %が適用される取引について 8 %に基づく金額の支払を拒否する行為は、「買ったたき」又は「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q20. 新聞報道によれば家賃には消費税はかからないと言っていたが、事務所の賃料や駐車場の利用料には消費税はかかるのか。

A20. 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税の対象としています。一方で、社会政策的な配慮等から住宅の貸付けなど一定の取引については非課税とされています。このため、住宅家賃は非課税となりますが、事務所の賃料や駐車場の使用料は消費税が課されます。

Q21. 土地を事業者に貸し付けています。土地を引き渡してもらうために、賃借人に立退料を支払うことを予定していますが、立退料に消費税はかかりますか。

A21. 支払う立退料が、賃貸借の目的とされている土地の賃貸借の権利が消滅することに対する補償にかかるものであれば、資産の譲渡等の対価に該当しないことから消費税は課税されません。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q22. 小売業者である。ある商品を一定個数以上買うと、1,000 円値引きするとの表記を広告で行いたいと考えている。その場合、消費者が支払う税込価格から値引きするのか、税抜価格から値引きするのか、どちらでなければならないとの決まりはあるのか。

A22. 事業者が行う値引き方法について、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのことは事業者の判断に委ねられています。どちらの方法を採用かによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、事業者は、あらかじめ消費者に対して値引き方法に係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

Q23. 消費税率が10%に引き上がるのはいつからか。

A23. 消費税率10%への引上げ時期は、平成31年10月1日とされています。

(参考)

消費税は、平成元年4月1日に税率3%で導入され、平成9年4月1日に3%から5%へ、平成26年4月1日に8%とされています。

(2) 消費税率の適用関係等に関する相談

イ 消費者の立場からの相談

Q24. 消費者である。商品の代金の請求書に商品本体とは別に送料についても消費税が課されていたが、送料についても消費税がかかるのか。

A24. 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、土地の譲渡等非課税とされるものを除き、全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税の対象としていますので、送料についても消費税が課されることになります。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q25. 消費者です。インターネットで注文した商品をキャンセルする際のキャンセル料について消費税が課されるという説明を受けました。キャンセル料に消費税は課されるのでしょうか。

A25. いわゆるキャンセル料については、そのキャンセル料が解約手続などの事務を行う事務手数料であれば役務の提供の対価に該当しますので、課税の対象となります。

一方、そのキャンセル料が本来得ることができたであろう利益がなくなったことに対する補てん金であれば、資産の譲渡等の対価に該当しないため、課税の対象なりません。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q26. カルチャーセンターの講座料について、例えば、1月から6月までの半年分を前払いしたとしても、平成26年4月分からは税率8%が適用されるのか。

A26. 役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあつては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。

したがって、平成26年4月1日以後に役務の提供の全部が完了するものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、新税率(8%)が適用されます。

なお、役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q27. 「消費税分オフ」と表記している店がある。消費者がこうした店で商品を購入した場合、消費税はかからないのか。また、後日、事業者や税務署から消費税分を支払っていないとして消費者に対して請求がなされることはないか。

A27. 消費税は、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担する仕組みとなっていますが、その申告・納付は、消費者ではなく、各事業者が税務署に対して

行うこととされています。したがって、取引に際して値引き等を行った場合には、事業者は、値引き後の価格を基礎として消費税の申告・納付を行うこととなります。

なお、消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税分オフ」等の取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているものは禁止されています。

Q28. 消費者である。スーパー等のレジで個々の商品の税抜価格を合計して消費税率をかける場合と個々の商品の税込価格を合計する場合で消費者が支払う金額に差が生じる。例えば、税抜価格が93円、税込価格が100円の商品を12個買った場合、前者の方法で計算すると93円×12(個)×1.08=1,205円、後者の方法で計算すると100円×12(個)=1,200円となる。事業者によって計算方法が異なるが、何らかの決まりはないのか。

A28. 各事業者における販売価格の設定方法や価格表示の方法、レジにおける精算方法については、取扱商品や提供するサービスの性質、取引慣行などを踏まえ、各事業者の判断に委ねられているところです。

こうしたこともあり、御指摘いただいたように、価格表示の方法やレジでの精算方法の違いによっては、消費者の最終的な支払額が事業者によって異なるケースもあると承知していますが、売上げに係る消費税額は、上記の違いにかかわらず、原則として消費者が支払う総額(税込価格)の8/108となります。

各事業者においては、採用している消費税額の計算方法が消費者に御理解いただけるよう、適切な対応を行っていただきたいと思います。

Q29. レジでの精算方法について個々の商品の税抜価格に消費税率をかけたものになるのか、個々の商品の税込価格を足し合わせたものになるのか、スーパーによって異なるようだが、決まりはないのか。

A29. レジにおける精算方法については、取扱商品や提供するサービスの性質、取引慣行などを踏まえ、各事業者の判断に委ねられています。

なお、「税抜価格」を基に計算するのか、個々の商品の「税込価格」を基に計算するのかレジでの精算方法にかかわらず、事業者の売上げに係る消費税額は、原則として消費者が支払う総額(税込価格)の8/108となります。

Q30. 店舗等にクーポンを持参したり、貯めたポイントで支払金額から値引きがなされる場合、消費者が最終的に支払う金額は、税抜価格から値引きした金額に消費税をかけたものとなるのか、税込価格から値引きしたもののいずれになるのか。

A30. 事業者がクーポン等による値引きに際して、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのかは事業者の判断に委ねられております。どちらの方法を採用かによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、事業者は、あらかじめ消費者に対してクーポン等による値引きに係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

なお、税込価格からの値引き又は税抜価格からの値引きであるかは、お手数ですがクーポンを発行した又はポイントを付与した事業者に御確認ください。

Q31. 消費者である。店頭やチラシにおいて、個々の商品の価格については税抜表示されており、レジでの支払の際に100円値引きしますと案内されていたので、税抜価格から値引きされると思っていたところ、レシートをみたら税込価格からの値引

きであった。このため、思っていた以上の金銭の支払を要した。このような事業者の値引きは、問題とならないか。

A31. 事業者が行う値引き方法について、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのかは事業者の判断に委ねられております。御相談のケースのようにどちらの方法を採るかによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、消費者に疑問や誤解を与えることのないように、事業者は、あらかじめ消費者に対して値引きに係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

Q32. 事業者は税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数処理の方法について、「切上げ」、「四捨五入」又は「切捨て」など、どのような処理をしているか、消費者に対して明らかにしなくてよいのか。

A32. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理（切上げ、四捨五入又は切捨て）を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられています。

なお、1円未満の端数処理の方法の違いによって支払額が異なることもありますので、各事業者は、採用している方法を明示するなどの対応を行っていただくことが消費者とのトラブルを防止するものと考えます。

Q33. 消費者だが、税抜表示をしているスーパーで、レジでの精算の時に、消費税をかけた際に生じる1円未満の端数について四捨五入され切り上げられていた。消費者が8%を超える消費税を負担していることにならないか。

A33. レジでの精算の時に税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理（切上げ、四捨五入又は切捨て）を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられています。

こうしたこともあり、事業者が採用する1円未満の端数処理の方法の違いによって、消費者の最終的な支払額が事業者によって異なるケースもあると承知していますが、売上げに係る消費税額は、上記の違いにかかわらず、原則として消費者が支払う総額（税込価格）の8/108となります。

各事業者においては、採用している消費税額の計算方法が消費者に御理解いただけるよう、適切な対応を行っていただきたいと考えます。

Q34. 消費者である。家のリフォームを検討している。消費税10%引上げ時においても、8%引上げ時と同様に一定の要件に該当する場合には、消費税率10%が適用されないとする経過措置が設けられているのか。

A34. リフォーム工事など請負工事等に係る適用税率についての経過措置は、消費税率8%への引上げの際と同様、10%への引上げの際にも設けられております。

なお、経過措置が適用となる要件等については、所轄の税務署に御確認願います。

2 転嫁拒否等に関する相談

(1) 買手の立場からの相談

Q1. 当社は資本金2000万円の買手で、仕入れ先の売手は資本金1億円である。この

ように売手の資本金が買手の資本金より大きい場合でも、消費税転嫁対策特別措置法の適用を受けるのか。

- A1. 消費税転嫁対策特別措置法では、①個人事業者、②人格のない社団等又は③資本金等の額が3億円以下である事業者（売手＝特定供給事業者）、から継続して商品又は役務（サービス）の供給を受ける法人である事業者（買手＝特定事業者）が、上記①～③に対して減額、買ったたき等の消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはならないとされています。

消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）は、法人である事業者であれば該当しますので、たとえ売手の資本金が買手の資本金より大きい場合であっても、上記①～③と継続して取引を行っていれば、特定事業者に該当し、消費税転嫁対策特別措置法が適用されることとなります。

なお、買手が大規模小売事業者（注）に該当する場合は、売手の資本金等にかかわらず特定事業者に該当し、消費税転嫁対策特別措置法が適用されることとなります。

（注） 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上高が100億円以上である者又は一定以上の店舗面積の店舗を有する者をいいます。

- Q2. 事業用として駐車場を賃借している者です。消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ後も価格を据え置くことは買ったたきに該当するということですが、貸主から価格を据え置いてもいいという意向が示された場合、合理的な理由になりますか。

- A2. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（借主）が、特定供給事業者（貸主）との取引において、消費税率の引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

特定供給事業者（貸主）から価格を据え置いてもいいという意向が示された場合であっても、周辺の賃料が客観的にみて下落しているなどの合理的な理由がない場合であれば、問題となります。

- Q3. 消費税の端数処理について伺います。建設業界では、古くからの慣例で端数の切捨て処理を行うことがよくあります。1円以上の端数を切り捨てることは、合理的な理由がない限り、消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきに該当する可能性があるということですが、業界の古くからの慣例は、合理的な理由になるのでしょうか。

- A3. 消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、①原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合、②特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合などで、業界の古くからの慣例であるということのみでは、合理的な理由とはなりません。

- Q4. 地方公共団体が指定管理者に支払う委託料について指定管理者と相談して平成26年4月以降の委託料について消費税率引上げ後も従前の委託料に据えおくこととしたいが問題ないか。

- A4. 平成25年12月4日付けの総務省通知「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公

の施設の使用料・利用料金等の対応について」において、「地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたい」旨が記載されています。なお、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当しますので、地方公共団体などの法人であっても、事業を行っていただければ特定事業者になります。このため、特定事業者に該当する地方公共団体が、平成 26 年 4 月以降の委託料について消費税率引上げ後も従前の委託料に据えおくことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q5. 事業者です。消費税率が 10%に引き上げられた際には、税込みの購入単価を変更することを考えていますが、課税事業者と免税事業者とで単価を変えることは、消費税の転嫁の観点から問題ないですか。

A5. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったたき」として問題になります。

なお、免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払には、消費税相当額分を負担している点に留意する必要があることを踏まえると、免税事業者であることを理由に、特定事業者が免税事業者である取引先に対し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q6. 当社は建設業を営んでいる。取引先の下請事業者の中には免税事業者もいる。こうした免税事業者にも消費税を転嫁しないと消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。

A6. 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要があることを踏まえると、免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q7. 買手事業者である。消費税率引上げ前後で売手事業者との間で税込価格を据え置くことについて合意書を交わしていれば、合理的な理由があるとして、消費税転嫁対策特別措置法上の転嫁拒否に該当することはないという理解でよいか。

A7. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率の引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

特定供給事業者（売手）との間で単に合意書を交わしていることをもって合理的な理由があることにはなりません。

合理的な理由があるとして認められる場合とは、例えば、原材料価格等が客観的にみて下落している中で、当該原料価格等の下落を対価に反映させることにより税込価格を据え置くことについて、特定事業者と特定供給事業者との間で十分な協議が行われ、納得して合意に達している場合です。

Q8. 内税で業務委託契約をしている事業者です。8%から10%への増税を見越して、契約書に「税率の変更があっても業務委託料の変更はしません」という文言を入れることは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。

A8. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）との取引において、消費税率の引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

あらかじめ契約書に価格を据え置く旨の文言を入れたとしても、合理的な理由があることにはなりません。

Q9. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者との取引において合理的な理由があれば、消費税率の引上げ後も消費税率の引上げ前の取引価格（税込価格）に据え置いても同法上の買ったたきに当たらない場合があるとのことだが、合理的な理由があるとして認められる場合はどのような場合か。

A9. 消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきとはならない「合理的な理由」がある場合としては、公正取引委員会が作成している「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」によると、例えば、①原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合、②特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合が挙げられています。その他どのような場合が合理的な理由がある場合として認められるかについては、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」に明らかにされていますので、そちらを御覧ください。

Q10. 当社は消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当すると思うが、同法上の特定供給事業者に該当する事業者との取引価格の交渉に当たって、税抜価格で交渉しなければならないとの義務はあるのか。

A10. 消費税転嫁対策特別措置法では、同法上の特定供給事業者（売手）との取引価格の交渉において、税抜価格（本体価格）で交渉しなければならないとの義務規定は設けられていません。しかしながら、特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）から税抜価格（本体価格）での交渉の申出を受けた場合に、その申出を拒否することは、同法上の「本体価格での交渉の拒否」として問題となります。

Q11. 小売業者である。消費税率10%への引上げに際して価格表示を外税方式に変更することとしており、これに伴いレジシステムを変更する必要がある。納入業者に対し、消費税率の引上げに応じることと引き換えに、システム変更にかかった費用の一部を負担するよう求めることとしたいが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A11. 小売業者（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、納入業者（同法上の特定供給事業者）との取引において、取引価格（税込価格）に消費税率引上げ分（8%から10%へ）の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、レジシステムの変更費用の全部又は一部の負担を納入業者に求めることは、「利益提供の要請」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

(2) 売手の立場からの相談

Q12. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者に該当する取引先から平成26年4月以降も現在の税込価格と同一の価格で納入してほしいと言われた場合、買ったときとして問題とならないのか。

A12. 合理的な理由なく、消費税率引上げ前の取引価格（税込価格）に消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置くことは「買ったとき」に該当するものです。したがって、御質問のように取引先からの4月以降も現在の税込価格と同一の価格での納入要請は、原則として「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q13. 売手である。消費税率の引上げ前に締結した契約書に税込金額が記載されていれば、消費税率の引上げ後に価格を見直さなくても消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときに当たることはないとの買手事業者の主張は正しいか。

A13. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったとき」として問題となります。

契約書に税込の金額が記載されているとの理由のみで取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q14. 法人事業者に店舗用物件を賃貸している個人事業者である。消費税率引上げ前に締結した契約書に「税込〇〇円」と記載されていたことから、平成26年4月1日以降も家賃を据え置かれたままになっているのだが、取引先のこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A14. 平成26年4月1日以降に課税資産の譲渡等が行われる取引については、経過措置の適用があるものを除き、税率8%が適用されます。税率8%が適用される取引について、平成26年4月以降も消費税率引上げ前の取引金額（税込）のまま据え置くことは、合理的な理由がない限り「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

契約書に「税込〇〇円」と記載されているとの理由で取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q15. 取引先（特定事業者）から仕事を請け負っている。消費税率の引上げに伴い、増税分の引上げを要請しようと考えているが、「当社は税込価格方式なので発注金額の見直しは行わない」と言われることを懸念している。

A15. 従来の税込価格に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。従来から税込価格方式で取引金額を定めているとの理由で取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場

合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談下さい。

Q16. 取引先の法人事業者（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、消費税率引上げ後も当該法人事業者が発注先から取引価格を見直してもらっていないことを理由に当社（同法上の特定供給事業者）からの仕入価格を据え置くことは合理的な理由となり得るのか。

A16. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率の引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

特定事業者（買手）が自身の取引先から消費税率引上げ後も取引価格の見直しに応じてもらえないことを理由に、特定供給事業者（売手）からの仕入価格を据え置くことは、合理的な理由とはなりません。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q17. 消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為として、「買ったたき」と「減額」とがあるということですが、この2つは具体的にどう違うのですか。

A17. 「買ったたき」とは、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることにより消費税の転嫁を拒否する行為です。

一方、「減額」とは、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減額して支払うことにより消費税の転嫁を拒否する行為です。

買ったたきは、対価を決定する段階での転嫁拒否行為であるのに対し、減額は、対価を支払う段階での転嫁拒否行為となります。

Q18. 当社は建設工事の下請をしている（平成26年1月契約締結、同年4月完了予定）。当該工事について、元請事業者が施主から受注したのは平成25年9月で経過措置により消費税率が5%になるから、当社に支払う際の消費税率も5%にしているとされている。元請事業者は、申告の際に当社との取引に係る消費税相当額を控除できるのであるから消費税の負担はないはずである。元請事業者の要請は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。

A18. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、貴社と元請事業者の取引の内容に基づき判断されるものであり、元請事業者と施主の取引に経過措置が適用されることによって、貴社と元請事業者の取引に係る適用税率（経過措置の適用）の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成25年10月1日以降に請け負った工事について、平成26年4月1日以降に工事が完了するものについては、原則として税率8%が適用されますが、御承知のとおり、元請事業者の消費税の納付税額は、原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額となりますので、消費税が適正に転嫁されていれば、下請発注に係る消費税額が税率8%分となっても元請事業者の損益に影響を与えるものではありません。

また、税率8%が適用される取引について5%分しか支払わないなど、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定める行為は、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。実際にそのような行為を受けた場合には、公正

取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q19. 地方公共団体から指定管理事業者としてスポーツ施設の管理・運営を受託している事業者である。施設の利用者からもらう利用料が当方の収入となる。消費税率引上げに伴い、コストアップが生じているので、利用料の引上げを地方公共団体をお願いすることを考えているが、消費税率が10%になったときに検討すると言われ、利用料の引上げが認められないことを懸念している。

A19. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、税負担の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処すべきものです。地方公共団体が、公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合については、御懸念されていることがないように、総務省から地方公共団体宛てに利用料金に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように必要な措置を講じることを求める通知が発出されております。

Q20. ある市町村から、住民へのサービス提供業務の委託を受けている事業者です。消費税率8%への引上げ前後で税込みの委託料が変わっていません。最近になって、当方から委託料の引上げを依頼したところ、これまでの消費税率引上げ時にも委託料を変更していないことを理由に断られました。このような行為は、問題ないのでしょうか。

A20. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当します。地方公共団体は法人とされていますので、地方公共団体であっても、特定供給事業者（売手）と継続的な取引関係にあれば、特定事業者（買手）に該当します。

消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）との取引において、消費税率の引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

また、各地方公共団体は、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組むことが求められています。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、総合相談センターに御相談ください。

Q21. 取引先から、消費税を支払うに当たって課税事業者かどうかメルクマールになると言われているところ、当社は免税事業者であるため、課税事業者である旨を示さなければ消費税分を支払わないと言われることを懸念している。

A21. 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払いには、消費税相当額が含まれておりますのでこれに相当する額を販売価格等に転嫁するということを踏まえると、課税事業者でないことを理由に特定事業者が対価を消費税引上げ前のまま据え置いて定める行為は合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q22. 個人の免税事業者です。法人事業者から業務を受託していますが、平成26年4月の消費税率引上げ前から、取引価格が据え置かれたままになっています。免税事業者であっても消費税率引上げ分の取引価格引上げを求めることは可能でしょうか。

A22. 免税事業者であっても消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者（売手）に該当するため、同法上の特定事業者（買手）は免税事業者である特定供給事業者

(売手)に対して、消費税の転嫁拒否行為を行ってはなりません。

特定事業者(買手)は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要がありますが、免税事業者であることを理由に、対価を消費税率引上げ前のまま据え置く行為は、合理的な理由がない限り、「買いたたき」として問題となります。

このように「買いたたき」に該当するにもかかわらず、取引価格の引上げを受け入れてもらえないような場合には、公正取引員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q23. 機械販売事業者です。消費税分は別途支払うと一筆いただいた上で、まず、本体価格分についてのみ振り込んでもらいました。その後、相手方が「消費税は政府に支払うもの」と言って、一向に消費税分を払ってくれません。どこに相談したら解決できるでしょうか。

A23. 消費税転嫁対策特別措置法上、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払う行為は「減額」として問題となります。

このように「減額」に該当するにもかかわらず、消費税率引上げ分の全部又は一部を支払ってもらえないような場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

Q24. 事業者です。当社は売り手側の立場にあります。消費税の転嫁に関し、弱い立場の売り手が買い手から報復のような行為を受けた場合はどうなりますか。

A24. 消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者(売り手)が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、特定事業者(買い手)が取引を停止する等の不利益な取扱いをすることは、報復行為として、消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号で禁止されています。

Q25. 事業者です。国の行政機関から送られてきた文書の中で、取引先から消費税増税分について支払ってもらえていなかった事業者が、国の行政機関が当該取引先に調査指導したことにより、未払いの増税分について遡って支払ってもらえることができたと紹介されていましたが、このような指導は実際に行われているのでしょうか。

A25. 消費税転嫁対策特別措置法は、同法上の特定事業者(買手)が平成26年4月1日以降に特定供給事業者(売手)から継続して受ける商品又は役務の供給に関して、合理的な理由なく、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定める行為等を禁止しています。

公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、違反行為に対する是正措置として、違反行為を行ったと認められた特定事業者に対し、転嫁を拒否した消費税額分を特定供給事業者を支払うことや遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること等の原状回復措置を採るよう指導等を行うこととされています。

Q26. 個人事業者です。取引先から転嫁拒否に該当すると思われる行為を受けているので調査をお願いしたいと考えているのですが、当方が調査をお願いしたことが取引先に露見することはないでしょうか。

A26. 総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知しています。

消費税転嫁対策特別措置法第14条第2項では、同法に違反する疑いのある行為に関する情報を国等に通報した者（以下「情報提供者」という。）の保護等に関し万全の措置を講ずるものとするところとされているところ、御懸念されていることが生じないよう、総合相談センターにおいても情報管理の徹底の措置を講じています。また、調査を担当する省庁においても同様の措置が講じられているほか、調査の際に情報提供者が取引先に分からないよう注意して調査を行うことにより、情報提供者の保護に万全の措置が講じられています。

3 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q1. 3%値下げしますと表示することは可能か。

A1. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

Q2. 「消費税分値引き」という表示は禁止されているとのことだが、「消費税相当額を値引き」という表示であれば問題ないか。

A2. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第2号では、取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことを禁止しています。

「消費税分値引き」という表示だけでなく、「消費税相当額を値引き」や「増税分は勉強します」といった表示も、同号で禁止される表示に該当しますので御注意ください。

Q3. 「4月以降も税込価格を据え置きます」や「4月以降も価格は引き上げません」という内容の広告表示を行うことは問題ないか。

A3. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

Q4. 当社（小売業者）では、ボリュームディスカウントの意味で、個々の商品について一定個数以上の商品を購入した顧客に消費税分サービスする企画を行う予定であり、当社のウェブサイトにもその旨案内することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A4. 事業者が「消費税分サービスします。」等の消費者等の取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、理由のいかんを問わず、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法

で禁止されています。

Q5. 当社は、会員（消費者）から月ごとに会費を徴収してサービスを提供している。この度、月会費を数か月分前納した会員に消費税割引とする企画を当社が発行している会員向けの情報誌に掲載することを検討しているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A5. 御相談の表示のように、事業者が「消費税割引します」といった消費者等の取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、理由のいかんを問わず、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認されるおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q6. 免税事業者であっても、「消費税分サービス」といった広告表示をすると問題になるのでしょうか。

A6. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。消費税転嫁対策特別措置法第8条の適用対象となるのは、全ての「事業者」であり、消費税の課税事業者に限られません。

Q7. 消費税の転嫁を阻害する表示を行った事業者には、罰則の適用を含め、どのような措置が採られるのか。

A7. 消費税転嫁対策特別措置法では、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、事業者に対して、消費税の転嫁を阻害する表示を行うことを防止し、又は是正するために、当該表示を取りやめるように指導し、法律の趣旨等について助言するものと規定しています。

また、同法では、消費者庁は、消費税の転嫁を阻害する表示を行った事業者に対して、当該表示の取りやめや、再発防止のための体制整備等の必要な措置を採るべきことの勧告を行うものと規定しています。

4 便乗値上げ等価格設定に関する相談

(1) 事業者の立場からの相談

Q1. ここ数年、原材料価格の高騰に伴う価格の引上げを行っていないところ、消費税率引上げに際して原材料の高騰に伴う価格の変更を行うことを考えているが、問題となるか。

A1. 税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合は、消費者から便乗値上げではないかと疑われないように、消費税率の引上げ以上の値上げとなることについての合理的な理由を、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

Q2. 消費税率の引上げに際し、現在の5%の税込価格を基に消費税率引上げ相当額を上乗せして値付けを行う際に、全ての商品・サービスの価格の端数処理について切上げ方式を用いたいと思うが、便乗値上げに当たるのか。

A2. 全ての商品・サービスの価格の端数処理を切り上げ方式とする場合、切り上げる単位によっては、事業全体として税率変更に見合った幅以上の転嫁が行われ、便乗値上げに当たる可能性があります。

例えば、商品・サービスの税込価格を10円単位等で設定する場合、あるものについては消費税率引上げ分を超える値上げとする一方、あるものについては据置きとするなどして、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていただく必要があります。

(2) 消費者の立場からの相談

Q3. 便乗値上げに対して消費者庁はどのような対策を採っているのか。

A3. 便乗値上げ防止に向けて、消費者庁では「便乗値上げ情報・相談窓口」を設置し、消費者から寄せられた情報や事業者からの相談を受け付けています。

受け付けた情報については、まず消費者庁が内容を精査した上で、便乗値上げの可能性がある場合には、関係省庁に対し、当該商品・サービス価格の改定に関する実態を把握するとともに、必要に応じて当該事業者に対し消費者の理解を得るための努力を促すよう要請しています。

Q4. 4月に入ってから3月まで税込A円であったものを税抜A円とし、そこに8%の消費税をかけている店が多いが、こうした価格設定は便乗値上げとして問題とらないのか。

A4. 税込A円だったものを税抜A円とする場合は、現在の本体価格の約5%相当分の値上げを意味するものと考えられます。

一方で、この本体価格値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、まずは、値上げの要因について、事業者に御確認ください。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

Q5. スーパーに行くとき消費税率引上げ後も商品の本体価格は変わらないものの、商品の内容量が減っているものがある。このような場合、消費者からすると商品の実質的な値上げになるが、便乗値上げとして問題となることはないのか。

A5. 本体価格を据え置いたまま商品の内容量を減らす場合は、実質的な本体価格の値上げを意味するものと考えられますが、その実質的な本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられます。まずは、商品の内容量の削減の要因について、事業者に御確認ください。その上で、納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

5 軽減税率制度に関する相談

Q1. 弁当の製造・販売を行っている事業者である。弁当の販売は、軽減税率の対象となるのか。

A1. 軽減税率は、

- ① 酒類を除く飲食料品（外食は含まれません。）の譲渡
- ② 週2回以上発行される新聞のうち定期購読契約に基づく譲渡

に適用されます。

弁当の持ち帰り販売は、飲食料品の譲渡ですので、軽減税率（8%）の適用対象となります。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

Q2. 消費者です。サプリメントは軽減税率の対象となりますか。

A2. 軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。）をいいます。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」といいます。）を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含みます。

したがって、相談内容のサプリメントが医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、その販売は軽減税率の対象となります。

Q3. 事業者です。酒類を除く飲食料品が軽減税率の対象となるということですが、みりんは軽減税率の対象となるのでしょうか。

A3. 酒税法に規定する酒類は、軽減税率の対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんが酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の対象となりません。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料（アルコール分が1度未満のものに限ります。）については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の対象となります。

軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q4. 消費者です。コンビニや駅での新聞の販売は、軽減税率が適用されることとなりますか。

A4. 軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

このため、コンビニや駅における新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q5. 業界新聞を発行する事業者です。半年から1年の定期購読契約に基づき、週3回業界新聞を発行していますが、このような業界新聞についても軽減税率の対象となるのでしょうか。

A5. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

業界新聞についても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の対象となります。

軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q6. 飲食店を営んでいる事業者です。飲食店での食事の提供（いわゆる外食）については軽減税率が適用されないと思いますが、提供する食事の食材の仕入れには軽減税率が適用されますか。

A6. 食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

したがって、ご質問の食材の仕入れは、軽減税率の適用対象となります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q7. 当店では、食品を製造・販売するとともに、消費者が購入した食品を店内のイートインスペースで飲食することを可能としている。このような事業形態の場合、軽減税率が適用されるのか、標準税率が適用されるのかについて判断はどのように行えばよいのか。

A7. 御案内のとおり、軽減税率制度において、消費者が食品をイートインスペースで飲食するのか持ち帰るかで適用される消費税率が異なります。

御相談のような事業形態の場合、飲食料品の提供を行った時点でイートインスペースで飲食するのか又は持ち帰るのかを消費者に確認して適用税率を判断していただくこととなります。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率特設サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

Q8. 事業者である。カウンターや椅子等の飲食設備を有しない屋台での食料品の提供は、軽減税率の対象となるのか。

A8. 軽減税率の対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

したがって、飲食設備がない場所で行う飲食料品の販売は、軽減税率の対象となります。

なお、飲食設備の範囲を含め、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ&Aで御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q9. 事業者です。飲食料品の自動販売機を屋外に設置しています。近くにベンチ等がある場合でも、自動販売機の商品は軽減税率の対象となりますか。

A9. 自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから、近くにベンチ等があったとしても、「飲食料

品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q10. 事業者です。軽減税率が適用される出前か、軽減税率が適用されないケータリングかの判断基準は何でしょうか。

A10. 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を配達する出前は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率が適用されます。

一方、軽減税率が適用されないケータリングとは、相手方が指定した場所で加熱、調理又は給仕等の役務を伴って飲食料品の提供をするものをいいます。

したがって、飲食料品の配達後に、給仕等の役務の提供が行われるような場合には、ケータリングに該当することになります。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q11. 食品を販売する際に容器を使用するが、軽減税率に関する取扱いはどうなるのか。

A11. 軽減税率は、

- ① 酒類を除く飲食料品（外食は含まれません。）の譲渡
- ② 週2回以上発行される新聞のうち定期購読契約に基づく譲渡

に適用されます。

飲食料品の販売に際し使用される容器がその販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、容器につき別途対価を定めている場合を除き、その容器も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ&Aでご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q12. 饅頭を販売している事業者です。饅頭は個別売りと箱売りで販売しています。箱売りの代金は、「(饅頭の個別売りの単価) × (箱詰めされた饅頭の個数)」に箱代相当額を上乗せした金額としています。この場合も8%の軽減税率が適用されますか。

A12. 箱売りの饅頭について、箱が饅頭の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その箱も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」となります。

なお、箱について、別途対価を定めている場合の箱の販売については「飲食料品の譲渡」に該当しないため、軽減税率の対象となりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q13. おもちゃ付きお菓子（その商品の価格のみを提示）の製造販売業者です。おもちゃ付きお菓子は軽減税率が適用されますか。

A13. おもちゃ付きお菓子のような、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産の価格のみが提示されているものを「一体資産」といいます。

一体資産については、次のいずれの要件も満たす場合に限り、その全体が軽減税率の適用対象となります。

① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること。

② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。

したがって、ご質問のおもちゃ付きお菓子が、上記①及び②に該当する場合は、軽減税率の対象となります。

なお、ここでいう合理的な方法とは、例えば、一体資産の売価のうち、食品の売価の占める割合や、一体資産の原価のうち、食品の原価の占める割合による方法があります。

軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q14. 防災用の備蓄品を販売している事業者です。防災備蓄用の飲食料品は、最終的に用いられない可能性があっても、軽減税率の対象となりますか。

また、防災用の軽減税率対象となる食品と食品以外の防災グッズを、あらかじめセットした商品（セット価額〇〇〇円）として販売した場合は、軽減税率の対象となりますか。

A14. 軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品です。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、適用税率の判定は事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、購入者がその後、飲食しなかった場合であっても適用税率の判定に影響しませんので、防災備蓄用の飲食料品を食品として販売していれば、その販売には軽減税率が適用されます。

また、おもちゃ付きお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの、かつ、当該一の資産の価格のみが提示されているものを「一体資産」といいます。

「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価格）が1万円以下であること

② 一体資産の価格のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

ご質問の食品と防災グッズのセット販売が上記①、②を満たす場合には、セット商品全体について軽減税率が適用されます。

Q15. 飲食料品等の軽減税率対象品目を販売していない事業者は、軽減税率制度について特に事前に対応する必要はないと考えてよいでしょうか。

A15. 飲食料品等の軽減税率対象品目の売上げがない場合でも、会議費や交際費等として飲食料品等の軽減税率対象品目を購入する場合には、取引を税率ごとに管理し、記帳などの区分経理や申告時の税額計算において、税率ごとに仕入れに係る消費税額を計算するなどの対応をする必要がありますので、各事業者の皆様方の状況に応じた準備が必要となります。

Q16. 事業者です。軽減税率対策補助金を受けるには、事業者が申請をする必要があるのででしょうか。

A16. 複数税率対応レジの導入補助については、事業者が直接申請することも可能ですが、メーカー・販売店・ベンダー等の協力による代理申請（事業者を申請者とした申請の代理）を利用することも可能です。

受発注システムの改修等補助については、①改修等をシステムベンダー等に発注する場合は、請け負う指定事業者による代理申請（事業者を申請者とした申請の代理）となっており、②事業者自らパッケージ製品・サービスを購入し導入する場合は、事業者が申請をする必要がございます。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページ（<http://kzt-hojo.jp/>）を御覧いただくか、軽減税率対策補助金事務局コールセンター（0570-081-222）にお問い合わせください。

Q17. 軽減税率制度の実施は平成31年10月に延期されましたが、軽減税率制度に対応したレジの導入等のための補助金を受けるためには、いつまでに申し込む必要がありますか。また、補助金を申し込む窓口はどちらですか。

A17. 軽減税率対策補助金の申請受付期限は平成31年12月16日(月)です。

ただし、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了する期限は平成31年9月30日(月)となっています。

なお、B-1型(受発注システムの改修)については、平成31年6月28日(金)までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、平成31年9月30日(月)までに、受発注システムの改修・入替を完了(支払いの完了を含む)してください。その後、平成31年12月16日(月)までに事業完了報告書を提出してください。

補助金の申込み窓口は、「軽減税率対策補助金事務局」となっておりますので、詳細は補助金事務局のホームページ（<http://kzt-hojo.jp/>）を御覧ください。御不明な点があれば、軽減税率対策補助金事務局コールセンター（0570-081-222）にお問い合わせください。

Q18. 軽減税率対策補助金の対象となる「電子的な受発注システム」は、社内の会計処理システムも含まれるのですか。

A18. 「電子的な受発注システム」とは、メーカーや卸売業者、卸売業者と小売業者などとの間の発注や受注のデータをやり取りするシステムであり、内部的に使用するシステムは対象とはなりません。また、発注や出荷、請求といった商取引における各種情報を取引先とやり取りするシステムが対象となるため、会計処理に係るシステムは補助対象外となります。

詳細は補助金事務局のホームページ（<http://kzt-hojo.jp/>）を御覧ください。御不明な点があれば、軽減税率対策補助金事務局コールセンター（0570-081-222）にお問い合わせください。

Q19. 事業者です。軽減税率の導入に際し、レジの導入・入替等に対して「軽減税率対策補助金」が出ると聞きました。現在のレジシステムで対応できる場合であっても、レジシステムを買い替えなくてはならないのでしょうか。

A19. レジの導入・入替等は事業者の任意でございますが、現在使用しているレジが平成31年10月に始まる軽減税率制度へ対応しているかメーカー等に御確認いただいた上で、複数税率対応レジの導入・入替等の要否を御判断いただければと思います。

6 その他

Q1. 市役所のような地方公共団体は特定事業者には該当するのでしょうか。

A1. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当する可能性がありますので、地方公共団体であっても、事業を行っていただければ特定事業者には該当します。

Q2. 地方公共団体であっても、事業を行っていただければ、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者には該当するという事は理解している。どのような場合に、事業を行っていることに当たるかについて、具体的な事例を教えてください。

A2. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者は、法人である事業者であれば該当します。地方自治法第2条第1項では地方公共団体は法人とされているので、地方公共団体であっても事業を行っていただければ、特定事業者には該当します。例えば、地方公共団体が、バス事業、水道事業、ガス事業、病院事業などの事業活動を行っている場合です。その他、どのような場合に事業を行っていることに当たるか具体的に知りたい場合には、公正取引委員会にお問い合わせください。

Q3. 消費税の転嫁カルテルが認められるのはどのような場合ですか。

A3. 今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています（平成33年3月31日までの措置）。

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）には、

①事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定

②消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

などが挙げられます。

転嫁カルテルを行うことができるのは、主に中小事業者やその団体です。

詳細につきましては、公正取引委員会までお問合せくださいますようお願いいたします（電話 03-3581-5471）。

Q4. 飲食店に電話予約をした際には、1人当たり「〇〇円以外に費用はかかりません」と言われたので、消費税分が含まれた価格であると思っていた。ところが、お会計

の際に、別途消費税分を上乗せした代金を支払う必要があることが分かった。飲食店の対応は問題とはならないのか。

A4. 景品表示法では、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認）は禁止されております。景品表示法の規制対象となる表示にはいわゆるセールストークも含まれます。

御相談のケースは上記の有利誤認表示規制の観点から問題となる可能性がありますので、お手数ですが、景品表示法を所管している消費者庁表示対策課にお問い合わせください。

応用編

1 総額表示等に関する相談

(1) 総額表示義務の特例に関する相談

ア 事業者の立場からの相談

Q1. 小売業者である。店内の商品の価格表示は税抜と税込の併記とするが、レシートに記載する個々の商品の価格表示は、レジシステムの関係で税抜価格となるが問題ないか。

A1. 総額表示義務及び総額表示義務の特例は、あらかじめ取引価格を表示する値札や広告等における価格表示を対象とするものですので、商品購入後に消費者に渡すレシートの金額表示は、これら規定の対象ではありません。

したがって、値札に表記する価格表示とレシート等の決済金額の表示を統一するかどうかなどにつきましては、各事業者において、それぞれの事情等を踏まえて御判断いただくこととなります。

ところで、例えば、店頭では税抜と税込の価格を併記した上で税抜レジシステムで決済金額の計算を行った場合には、店頭表示の税込価格を合計したものと決済金額が異なることも考えられます。

このようなことから、事業者の皆様には、貴社が採用している消費税額の計算方法について消費者に理解されるような適切な対応が望まれます。

Q2. 契約書の取引金額の表記について、今後、消費税率が引き上がることが予定されているので、事務負担の軽減やトラブル防止のため、税抜金額を記載する方向で検討しているが問題ないか。

A2. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているので、特定の者に対して作成する、又は取引成立後や決済段階で作成する見積書・契約書・請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

このため、契約書に税抜価格又は税込価格のいずれの金額を記載するか等は、それぞれの取引内容等を踏まえた上で各事業者において御判断いただくこととなります。

御相談のように事務負担の軽減等のために契約書に記載する金額を税抜金額とすることも一案かと思われます。

Q3. 当社（小売業）では商品に印字されているメーカー希望小売価格を自社の販売価格としているが、メーカー希望小売価格は総額表示義務の対象となるのか。

A3. 製造業者等が商品に印字したメーカー希望小売価格を小売業者が自店の販売価格として消費者に示す場合、そのメーカー希望小売価格は、小売業者が表示する販売価格となりますので、小売業者にとって当該販売価格は総額表示義務の対象となります。

なお、総額表示義務の特例により、例えば、「当該陳列棚の商品は、旧税率（5%）に基づく税込価格です。レジにてあらためて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。」といった誤認防止措置を講じることで、平成26年4月以降も旧税率（5%）に基づくメーカー希望小売価格（税込価格）が印字された商品をそのまま陳列して販売することもできます。

※ 製造業者等が商品に印字するメーカー希望小売価格は、小売業者の販売価格を拘束するもので

はありませんので、総額表示義務の対象とはなりません。お問い合わせのような場合には、小売業者が自ら表示する価格となり、総額表示義務の対象となります。

Q4. 事業者です。修理を請け負う際の修理代について、「参考価格〇〇円 要見積り」といった表示をしようと考えています。このような参考価格の表示も総額表示義務の対象となるのですか。

A4. 課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引の際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品等に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

「参考価格」を表示することは、あらかじめ取引価格を表示する場合に該当する可能性があるため、総額表示義務の対象となるものと考えられます。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

Q5. 総額表示義務の特例を適用して、料理のメニューの価格を税抜価格のみで表示する場合には、メニューにある個々の料理の税抜価格全てに「+税」や「(税別)」などの表示を付記しなければならないのか。

A5. 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の方法につきましては、お問い合わせの方法のほか、例えば、メニューの個々の商品等の価格には「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に、「このメニューの価格は全て税抜きとなっております。」といった表示をする方法もあります。

誤認防止措置の具体例等につきましては、ガイドライン「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」(財務省)や「総額表示義務の特例措置に関する事例集」(国税庁)に掲載されていますので、そちらもご参照ください。

Q6. 当社は、小売業を営んでおり、当社の取扱い商品について一般消費者向けにパンフレットを作成している。パンフレットは数年に 1 度、作成している。平成 26 年 4 月に作成したパンフレットには個々の商品の税抜価格のみを記載しているところ、平成 33 年 4 月以降、このパンフレットが残ってしまった場合に、引き続きこのパンフレットを配布することは認められるか。

A6. 総額表示義務の特例は、平成 33 年 3 月 31 日までの特別措置です。したがって、同年 4 月 1 日以後に配布するパンフレットの販売価格の表示は、総額表示で行う必要があります。このため、お尋ねのような税抜価格のみ表示されたパンフレットを 4 月 1 日以後使用する場合には、価格表（「税抜価格」と「税込価格」を対比したものなど）を挟み込んでいただくなどの対応が必要となります。

Q7. 小売事業者です。税抜価格と税込価格を値札に併記していますが、例えば税込価格の文字サイズが税抜価格の 50%以上でなければならないといったような具体的数値を定めた基準はありますか。

A7. 税込価格に併せて税抜価格を表示する場合は、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると

一般消費者に誤解されることがないように税込価格を明瞭に表示する必要があります。
そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、具体的な数値等を定めた規定はありませんが、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素を総合的に勘案することとなります。

Q8. 消費者向けのパンフレットに当社が提供しているサービス料金について税込価格を表示している。消費税率が10%になることを見越して、今後作成予定のパンフレットには、「現在表示されている税込価格は消費税率8%で計算したものです。消費税率が10%に引き上げられた場合、10%で計算した金額で精算させていただく」旨の注意書きを付して対応したいと考えているが、注意すべきことはあるか。

A8. 総額表示の義務付けは、課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること（総額表示）を義務付けるものです。

ところで、今般の二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

したがって、消費税率10%適用後において、8%の税込価格表示が残る場合には、総額表示義務の特例を適用して誤認防止措置を講じていただく必要があります。

御照会のような対応も一つの方法だと思われそうですが、誤認防止措置を講じる場合には、そのサービスの提供等に係る価格が8%の税込価格なのか、10%の税込価格なのかを消費者がサービス等を選択する際に明瞭に認識できることが必要です。したがって、御照会のような対応を採る場合には、注意書きの記載が消費者にとって目に付きやすい場所に、明瞭に記載してある必要があります。

Q9. 事業者です。消費税率の引上げに対応したパンフレットの作成をしています。パンフレットに記載する商品の価格表示について、例えば「10,000円」と税抜価格を記載し、パンフレットの最後のページに「パンフレットの価格は全て税抜価格です」と説明文を入れる方法は、表示方法として問題ないでしょうか。

A9. 消費税転嫁対策特別措置法では、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に認識できる方法で行っていただく必要があります。

誤認防止措置の具体例につきましては、国税庁ホームページの「総額表示義務の特例措置に関する事例集」を参考といただければと思います。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

なお、総額表示義務の特例は、平成33年3月31日までの特別措置です。したがって、同年4月1日以後に配布するパンフレットの販売価格の表示は、総額表示で行う必要がありますのでご注意ください。

Q10. 消費者向け販売用のパンフレットに記載する商品の価格表示について、例えば1,080(1,000)円のように金額のみ記載し、パンフレットの最後のページに金額の記載について説明(括弧内は税抜価格である等)するという方法は問題ないか。

A10. 課税事業者が消費者に対してパンフレットなどで取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は義務付けられていません。

なお、消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています(総額表示義務の特例)。

また、税込価格に併せて税抜価格を表示する場合には、事業者は、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示していただく必要があります。

このため、括弧内の金額が税抜価格であることを明示していただくことは、消費者の利便に資するものと考えます。

Q11. 当社では、消費者を対象にカタログ販売を行っている。カタログに記載する商品の価格表示について税込価格と税抜価格を併記している。これまで価格表示について同一の色を使用していたが、今後は、税込価格の表示の色を目立つようにしたいと考えているが、問題ないか。

A11. 税込価格と税抜価格を併記する場合、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されている必要があります。税込価格が明瞭に表示されているかどうかの判断に当たっては、税込価格の表示の文字の色と背景の色との対照性のほか、税込価格表示の文字の大きさや文字間余白・行間余白の要素が総合的に勘案されます。具体例や詳細については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方(平成25年9月10日(一部改定 平成28年11月28日)消費者庁)」を御参照ください。

消費者庁ウェブサイト>事業者の方>消費税について知りたい>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)>消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_161128_0009.pdf

Q12. 事業者です。商品を店頭で小売販売する際、税込価格で表示しています。今後インターネット販売を考えていますが、インターネット販売では税抜価格、店頭では税込価格と表示方式が違っていても問題ないでしょうか。

A12. 課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。ただし、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間については、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば、代わりに税抜価格を表示することも認められております(総額表示義

務の特例)。

税抜商品について誤認防止措置を施していれば、店頭の場合とインターネット販売での場合とで表示方式が異なることは禁止していません。

Q13. テレビショッピングにおいてナレーションで商品の価格（税抜か税込かは説明しない）のみを視聴者に伝え、テレビ画面のテロップに当該商品の税込価格を表示しているが、こうした方法で問題がないか。

A13. 表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえ、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、消費税転嫁対策特別措置法第11条により、有利誤認表示を禁止している景品表示法第5条の適用が除外されます。

そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素が総合的に勘案されることとされております。

ナレーションによって税抜価格が表示され、テレビ画面のテロップに税込価格が小さく表示されている場合において、税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格を見落としてしまう可能性があるとして認められるような表示である場合などには、税込価格が明瞭に表示されているとはいえず、有利誤認表示に該当し、景品表示法上問題があります。

Q14. 免税事業者である。今回、税抜価格表示が認められたとのことであるが、免税事業者の場合、消費者に対する価格表示は従来通りの価格表示でよいのか。

A14. 消費税の免税事業者は、消費者との取引に課される消費税がありませんので、税抜価格を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは消費税の仕組み上予定されておられません。一方、免税事業者であっても仕入れ等において消費税額分を負担していますので、免税事業者の場合には、仕入れ等に係る消費税相当額を織り込んだ金額を消費者が支払うべき金額の総額として表示することが適切な表示となります。

Q15. 消費税転嫁対策特別措置法により総額表示義務の特例が認められたことは承知している。当店では、商品によって税込価格表記とするものもあれば、税抜価格表記とするものもあるが、注意すべきことはあるか。

A15. 今般の二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円」、「本体価格〇円＋税」と表示することが可能となります。

いずれにしても、消費者がその価格について誤認するような場合には、消費税の総額表示義務に反することになりますので、事業者の方は、消費者にとって分かりやすい表示をしていただく必要があります。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、消費者の利

便性に配慮する観点から平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q16. 当社（小売業者）では、当社がメーカー希望小売価格とは別に販売価格を設定して、値札等の表示は税込価格（総額表示）とすることとしている。一方で、当社が販売している商品のパッケージには、メーカー希望小売価格が表示されているものもある。回転率が低い商品の場合にはメーカーの出荷時期の違いにより、旧税率に基づく希望小売価格（税込価格）が付されたものと新税率に基づく希望小売価格（税込価格）が付されたものとが混在することがある。このようなメーカー希望小売価格について、小売業者としてどのような対応を行うことが望ましいか。

A16. 製造業者等が商品に印字するメーカー希望小売価格は、小売業者の販売価格を拘束するものではありませんので、総額表示義務の対象とはなりません。

小売業者が自ら行う価格表示については、消費者にとって分かりやすい表示に努めていただきますようお願いいたします。

なお、異なるメーカー希望小売価格が混在することについては、各小売業者において消費者が混乱することがないように適切に対応を行っていただくことが望まれます。

※ 製造業者等が商品に印字したメーカー希望小売価格を、小売業者が自店の販売価格として消費者に示す場合、そのメーカー希望小売価格は、小売業者が表示する販売価格となりますので、小売業者にとって当該販売価格は総額表示義務の対象となります。なお、総額表示義務の特例により、例えば、「当該陳列棚の商品は、旧税率（5%）に基づく税込価格です。レジにてあらためて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。」といった誤認防止措置を講じることで、旧税率（5%）に基づく税込価格が印字された商品をそのまま陳列して販売することもできます。

Q17. 事業者です。現在 8% の税込価格で表示していますが、消費税率引上げ後に提供する商品（経過措置の適用は受けません）の予約受付を、10% への消費税率引上げ前に行う場合、どのように価格表示すればよいでしょうか。

A17. 課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。ただし、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間については、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば、代わりに税抜価格又は税率引上げ前の税込価格を表示することも認められております（総額表示義務の特例）。

誤認防止措置としては様々な方法が考えられますが、表示されている価格が 8% の税込価格なのか、10% の税込価格なのかを消費者がサービスを選択する際に明瞭に認識できるよう表示することが必要となります。

Q18. 総額表示義務の特例が適用されない業種はあるのか。また、自社が所属していない業界団体が表示カルテルを行っている場合、同じ業界である以上、表示カルテルとして届けられた表示方法によらなければならないのか。

A18. 総額表示義務の特例は、業種に関係なく適用されます。また、貴社が所属していない業界団体が表示カルテルの届出を行ったとしても、貴社が当該表示カルテルに参加していなければ、表示カルテルの内容に拘束されることはありません。

Q19. 事業者向けの広告では、取引価格について税込価格か税抜価格かどうかについて明らかにする義務はないと聞いたが、なぜか。

A19. 総額（税込）表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合には、消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務付けるものです（消費税法第 63 条）。

これは、それまで主流であった「税抜価格」ではレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくい等の指摘があったことを踏まえ、消費者向けの価格表示について、消費者が値札等を見れば「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするために設けられたものです。

また、この総額表示義務は、今般の消費税率の引上げに当たり、特例として、平成 33 年 3 月 31 日までの間、誤認防止措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないとされています（消費税転嫁対策特別措置法 10 条）。

なお、上記の趣旨から総額表示義務の対象は、消費者との取引に限定していますが、各事業者においては、総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象とならない取引であっても、その表示価格がどのような価格であるのか分かりやすく表示していただくことが、取引先事業者の利便に資するものと考えられます。

Q20. 当社では、事業者向けに業務用機械のカタログ販売を行っている。消費者から注文があれば、消費者にも販売しているが、このような場合、カタログの価格表示は、総額表示義務の対象となるのか。

A20. 総額（税込）表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象として設けられたものです。

このようなことから、販売する製品やサービスの内容・性質から、およそ事業用にしか提供されないような製品又はサービスであることが客観的に明らかな場合は総額表示義務の対象から除かれます。

なお、個別事例に対する総額表示義務の適用等についてお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

(1) 総額表示義務の特例に関する相談

イ 消費者の立場からの相談

Q21. 消費者である。ある小売店の商品の価格表示は税抜表示であるにもかかわらず、レシートの表示は税込表示されているがこのような方法は認められているのか。

A21. 消費税の課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第 1 項により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

このように総額表示義務及び総額表示義務の特例は、あらかじめ取引価格を表示する値札や広告等における価格表示を対象とするものですので、商品購入後に消費者に渡すレシートの金額表示は、これら規定の対象ではありません。

なお、この総額表示義務の特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q22. スーパーの価格表示について、事業者によって表示方法にばらつきがあり、消費者にとって分かりづらいので統一すべきではないか。また、本体価格と税込価格を併記する場合において、税込価格が小さすぎてよく分からない場合には指導を行うべきではないのか。

A22. 今般の消費税率の引上げに伴い設けられた消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。この特例は、消費税率の二度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯も踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格を併記する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、景品表示法の適用を除外する旨規定しています。ただし、税込価格が明瞭に表示されていないときは、景品表示法により禁止される不当表示（有利誤認表示）に該当するおそれがあり、当該表示が有利誤認表示に該当すると認められる場合には、同法に基づく措置（措置命令又は指導）が採られることとなります。

Q23. あるスーパーにおける商品の価格表記について、税込表示を行っている商品と税抜表示を行っている商品が混在しているが、商品によって価格表記の方法を分けることも認められるのか。

A23. 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、スーパー等の事業者は、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円」、「本体価格〇円＋税」と表示することも可能です。

なお、消費者の利便性に配慮する観点から平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q24. 消費者である。同一の店舗で商品の種類によって税抜価格のみ記載しているものと税込価格と税抜価格を併記しているものを記載しているところがある。こうした取扱いは認められているのか。

A24. 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負

担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、スーパー等の事業者は、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円(税抜〇円)」、「本体価格〇円+税」と表示することも可能です。

なお、消費者の利便性に配慮する観点から平成 33 年 3 月 31 日までの間であっても、事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q25. ある店で買い物をしたら、商品の値札に税抜価格〇〇円と税込価格〇〇. 〇〇円と小数点以下の価格が併記されていた。このような税込価格の表示は認められるのか。

A25. 事業者が御照会のような表示を行う趣旨は、税抜価格に基づいて計算した場合の税込価格を円未満まで正確に表示しようとするものと思われます。

なお、消費税の総額表示義務は、消費税等相当額を含む税込価格の表示を義務付けるものですので、円未満の端数まで表示してあっても総額表示義務に反するものではありません。

Q26. 走行中の車中からあるガソリンスタンドの店頭の看板の価格表示をみて、給油に立ち寄ったが、当該看板の近くに来てガソリンの価格が税抜の価格表示であることが分かった。このような表示は認められるのか。

A26. 消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の総額表示義務の特例として、平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないこととされています。

誤認防止措置としての表示は、当該表示が主に対象としている消費者にとって明瞭に認識できるよう行う必要があります。例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からも明瞭に認識できるような表示とする必要があります。

なお、ガソリンスタンドにおける消費税の価格表示については、一般消費者の利便性に配慮する観点から、資源エネルギー庁から業界団体や消費税抜きの価格のみを表示している事業者に対して、消費税を含めた総額表示とすることを要請がなされていると承知しております。

Q27. 消費者である。水道工事を依頼すべく事業者に見積を依頼したところ、A円との回答があった。ところが工事完了後、送付されてきた請求書をみるとA円に消費税分が上乘せされていた。消費者からの見積依頼に対する回答に当たって、事業者は、税込価格であるのか税抜価格であるのか明らかにする必要はないのか。

A27. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としています。

したがって、特定の者に対して作成する見積書等については、総額表示義務の対

象とはなりません。

Q28. 消費者である。飲食店のチラシの価格表示について、税込か税抜かの説明がないまま料金が記載されていたので、一読した時点では、税込料金であると思った。しかし、チラシをつぶさに見てみると、「価格表記は税抜である」旨の注意書きが目立たないところに小さい文字で付されていた。このような価格表示の方法は認められるのか。

A28. 事業者は、チラシ等に税抜価格のみを表示する場合、消費者にその価格が税込価格と誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じる必要があります。

誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

したがって、総額表示義務の特例を適用する事業者にあつては、これを踏まえた適切な表示を行う必要があります。

なお、このような誤認防止措置が講じられていない場合には、消費税の総額表示義務に反することとなることのみならず、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認表示）を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、所轄の税務署及び消費者庁に御相談ください。

Q29. チラシの価格表記について税込価格なのか税抜価格なのか記載していないものがある。消費者に対してチラシの価格が税込価格であるのか税抜価格であるのか明らかにしておく義務はないのか。

A29. 課税事業者が消費者に対してチラシなどで取引価格を表示する場合は、商品に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は義務付けられていません。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項により、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税抜価格のみによる表示など税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

したがって、課税事業者が総額表示義務の特例により、税込価格を表示しない場合には、税抜価格であることを明らかにする義務（誤認防止措置を講じる必要）があります。

Q30. ある小売店の価格表記についての相談である。商品の値札には税抜価格として100円、参考として税込価格108円が1円単位で表記されている。ところがレジの支払のカウンターのところ「本店では、円単位を切り上げ10円単位でお支払いただきます」という趣旨のお知らせが掲示されていた。こうした方法だと、レジでの支払の段階になってはじめて、正確な税込価格がいくらになるのか分かることになる。こうした方法も認められるのか。

A30. 実際には10円単位で請求しているのに、1円単位の税込価格表示を値札に付すことについては、景品表示法で禁止されている有利誤認表示に該当する可能性があります。

実際に問題となるかどうかは、個別の事案ごとに表示全体の内容等を総合的に勘案して判断されることとなります。

情報提供を希望される場合には、景品表示法を所管している消費者庁に御連絡い

ただくか、消費者庁の「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」を御利用願います。
http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html

Q31. 消費者です。ゴルフ場の利用料の消費税について、例えば、税抜 11,000 円の利用料に消費税率を乗じた 11,880 円を 10 円単位で切上げて税込 11,900 円とするような処理方法は問題ないのでしょうか。

A31. 税抜価格に上乘せする消費税相当額の端数をどのように処理（切捨て、切上げ、四捨五入など）して税込価格を設定するかは、それぞれの事業者の御判断によることとなります。

ただし、端数処理をして計算した税込価格が、税抜価格に消費税率 8% を乗じた金額を上回る場合において、取引条件について実際のものよりも著しく有利であると誤認される表示を行っているときは、景品表示法の有利誤認表示として問題となる可能性があります。

具体的な表示が景品表示法の有利誤認表示に該当するかどうかは、お手数ですが、消費者庁（03-3507-8800）にお問い合わせください。

Q32. ネットショップで商品を購入した。ウェブサイトでは、商品の価格について税込と記載されていたので、表示されていた金額を支払えばよいと思っていた。ところが、商品を注文してから増税分の差額を支払ってもらう旨の連絡があった。ウェブサイトのどこにも「税込の価格表示は、旧税率に基づくものである」旨の注意書きがないものは問題ではないか。

A32. 旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合には、総額表示の特例（注）により、消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に「当サイトの商品は、旧税率（5%）に基づく税込価格となっていますので、支払時にて改めて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。」といった案内を掲載するなど、その表示する価格が現行の税率に基づく税込価格であると消費者に誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じる必要があります。

したがって、このような措置が講じられていない場合には、お手数ですが、所轄の税務署に御相談願います。

景品表示法では、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認）は禁止されております。

また、誤認防止措置を講じないまま、旧税率に基づく税込価格等で価格表示がされている場合は、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認表示）を規制している景品表示法の有利誤認表示規制の観点から問題となる可能性があります。

実際に問題となるかどうかは、個別の事案ごとに表示全体の内容等を総合的に勘案して判断されることとなります。

情報提供を希望される場合には、景品表示法を所管している消費者庁に御連絡いただくか、消費者庁の「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」を御利用願います。

http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html

（注） 今般の二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示が

できることとされています（総額表示の特例）。

Q33. 消費者です。値札に1,050円（税込）と表記されていた商品を購入しようとしたところ、レジで1,080円請求された。店に確認したところ、当該商品は消費税5%のときに仕入れた商品のため、販売の際に消費税上昇分の3%分を上乗せして請求したということでした。このような価格表示は認められるのでしょうか。

A33. 課税事業者が消費者に対して商品を販売する際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品等に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法により、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

御相談のような商品等の表示価格が旧税率に基づく税込価格である場合は、例えば「旧税率（5%）に基づく税込価格を表示しているので、レジにてあらためて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。」といった表示を消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に表示する必要がありますので、お手数ですが、誤認防止措置については所轄の税務署に御相談ください。

なお、このような誤認防止措置が講じられていない場合には、消費税の総額表示義務に反することとなることのみならず、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認表示）を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、景品表示法については消費者庁に御相談ください。

Q34. 消費者である。通信販売で商品を購入した。商品の価格には税抜である旨の表示がなされていたが、送料については何も表示されていなかったため、税込価格であると思っていた。ところが、通信販売事業者から送付された請求書には、送料について別途消費税分が記載されていた。通信販売業者の送料に係る価格表示は、総額表示義務の対象とならないのか。

A34. 課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品等に係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

一方で、事業者の事務負担の軽減等の観点から設けられた総額表示義務の特例により、平成33年3月31日までの間に限り、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

なお、送料であっても、その表示が消費者に対して行われるものであれば、商品の価格と同様に、上記の総額表示義務の対象となりますので、総額表示義務の特例の適用を受ける場合には、事業者において誤認防止措置を講じる必要があります。

このような誤認防止措置が講じられていない場合には、消費税の総額表示義務に反することとなることのみならず、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認表示）を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、所轄の税務署及び消費者庁に御相談ください。

Q35. 飲食店のメニューの価格表示について税込か税抜かについて明らかにしておく

義務はないのか。

A35. 飲食店事業を行っている課税事業者が消費者に対してメニュー表で価格を表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は義務付けられていません。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項により、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

したがって、課税事業者が総額表示義務の特例により、税込価格を表示しない場合には、例えば、「〇〇円（税別）」、「〇〇円（本体価格）」のような誤認防止措置を講じる必要があります。

(2) 消費税率の適用関係等に関する相談

ア 事業者の立場からの相談

Q36. 事業者です。平成25年9月に経過措置が適用される工事請負契約を結んでおり、請負金額の消費税率は5%となっています。指定日以後変更契約により請負金額が増額されたのですが、増額された金額についても経過措置の適用を受けることができますか。

A36. 指定日（平成25年10月1日）以後に請負金額が増額された場合には、その増額された対価の部分について経過措置の適用を受けることはできません。

個々の取引における経過措置を含めた適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q37. 当社は施主から平成25年の9月に工事を請け負い、工事の一部について下請業者に発注し、3月までに完成し、施主に引き渡す予定であったが、天候等の関係で下請事業者との契約及び発注が平成26年1月に遅れて、下請事業者による施行部分の引渡しは平成26年4月以降となることから、施主への引渡しも4月以降になる。この場合、施主に請求する際の消費税率と下請業者に支払う際の消費税率はどうなるのか。

A37. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、個々の取引の内容に基づき判断されるものであり、元請事業者と施主の取引に経過措置が適用されることが、元請事業者と下請事業者の取引に係る経過措置の適用の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成25年9月30日以前に締結した請負契約に基づき行われる工事で平成26年4月1日以後に工事が完了するものについて、経過措置により旧税率5%が適用される場合であっても、その工事の下請工事の契約が平成25年10月1日以降で、平成26年4月1日以降に工事が完了する場合には、原則として新税率8%が適用されます。

なお、個々の取引について経過措置が適用されるかどうかなど、消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q38. 取引先との間で、平成30年4月から数年間にわたる役務提供契約を締結しようと考えている。その場合、適用される消費税率についての一般的な考え方を教えてほしい。

A38. 消費税の適用税率について、平成31年10月1日以後に行われるサービスの提供など課税資産の譲渡等については、経過措置が適用される取引を除き、原則として、10%の消費税率が適用されます。

個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q39. マンション分譲販売業者である。当社のマンションは、マンション購入者の注文により内装等の変更が可能となっており、通常、当社のマンション購入者は内装の変更を希望される。平成31年3月31日までに顧客との間でマンションの内装の変更を含む売買契約を締結した場合には、マンションの引渡しは平成31年10月1日以降であっても、経過措置により消費税率は8%となるという理解でよいか。

A39. 平成25年10月1日から指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約に基づき、平成31年10月1日以後に工事が完了するものについては、改正前の税率（8%）が適用される経過措置が設けられています。

この経過措置の対象となる契約には、マンション等の建物の譲渡に係る契約で、その建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についてその建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含むこととされています。

なお、経過措置等の消費税率の個別具体的な適用関係等につきましては、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q40. ある成果物の作成を請け負っている事業者である。消費税率の適用に係る経過措置について確認したい。消費税率10%引上げ前の指定日（平成31年4月1日）前に契約を締結し、成果物の納入が10%引上げ後になる場合も、消費税率8%引上げ時と同様に、経過措置により引上げ前の消費税率（8%）が適用されるのか。

A40. 平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した請負、委任その他の請負に類する契約で、かつ、目的物の引渡しが一括して行われるもののうち、仕事の内容につき相手方の注文が付されているものについては、その目的物の引渡しは平成31年10月1日以後に行われるものであっても、経過措置により消費税率8%が適用されます。

この経過措置の内容は、消費税率8%引上げ時と同様のものです。

御相談の取引内容が経過措置の適用となるかにつきましては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q41. 建設業を行う事業者です。10%への税率引上げ後においても、平成31年3月31日までに契約締結した工事に係る請負契約に基づき、平成31年10月1日以後に引き渡した場合の税率は10%ではなく8%とのことですが、平成31年10月1日からいつまでに引き渡さなければいけないという期限はありますか。

A41. 平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、平成31年10月1日以後に引き渡しが完了するものであれば、工事の完了時期は問われません。

なお、個々の取引における経過措置の適用の有無については、契約内容等に基づき、個別具体的な判断が必要となります。経過措置の適用の可否等、個々の契約における消費税の取扱いについてお尋ねになる場合は、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q42. 消費税率の引上げに伴う経過措置が適用される取引（5%の税率が適用される取引）について、事業者の選択によって経過措置の適用を受けない（8%の税率を適用する）ことも可能なのか。

A42. 経過措置が適用される取引については、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等が行われる場合であっても、改正前の税率（5%）が適用されることとされています。上記の経過措置の適用は、任意ではなく、法律に規定する要件に該当する取引には経過措置が適用されます。

したがって、事業者が経過措置の適用を受けるかどうか選択できるというものではありません。

なお、個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q43. 消費者向けにリフォーム工事を請け負っている事業者である。消費税率10%引上げに伴う経過措置の内容について当社の消費者向けパンフレットに掲載したいと考えているが、構わないか。

A43. 制度内容を正しく掲載していただくことは差し支えないと考えられます。掲載に当たっては、国税庁ホームページの経過措置に係る情報等を参照するなどして対応いただければと考えます。

Q44. 当社では、年間契約を締結して、清掃サービスの提供を受けている。そのサービス提供事業者から消費税分として平成27年1月になって追加請求が来た。当社としては、平成26年1月に、平成26年1月から12月までの月ごとのサービス料金を前払いしているため、平成26年4月以降の利用分について追加請求に応じる必要はないと考えているが、応じなければならないのか。

A44. 平成26年4月1日以後に行われるサービスの提供など課税資産の譲渡等については、原則として、その代金の支払の時期にかかわらず、8%の消費税率が適用されます。

個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

なお、8%の消費税率が適用される取引について、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が同法上の特定供給事業者（売手）に対して5%の消費税率を適用した金額しか支払わないことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となります。

Q45. 当社は、ユーザー企業に対して情報機器の保守サービスを提供している。ユーザー企業への保守サービスの提供に当たっては、契約期間を平成27年4月から数年間とすること、月ごとの保守料金について税込〇円とすることとする契約をユーザー企業との間で交わす予定である。契約期間中に消費税率の変更があった場合、消費税率引上げ後の月ごとの保守料金については消費税率引上げ分の額を請求することとしたいが、消費税率の適用についての一般的な考え方について教えてほしい。

A45. 消費税の適用税率は、原則として、資産の譲渡等が行われた時期に基づき判断されることとなります。

御相談のケースのように役務の提供（サービスの提供）による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあっては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。

したがって、税率引上げ後に役務の提供の全部が完了するものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、新税率が適用されます。役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

なお、消費税率引上げ後の税率が適用される取引について、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が同法上の特定供給事業者（売手）に対して税率引上げ前の消費税率を適用した金額しか支払わないことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となりますので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q46. 数年前に公立の小学校から卒業アルバムの制作を請け負った。卒業アルバムの納入は平成27年5月を予定しているが、その場合、消費税率の適用についての考え方を教えてもらいたい。

A46. 消費税の適用税率は、原則として、経過措置が適用される取引を除き、課税資産の譲渡等が行われた時期に基づき判断されることとなります。

お尋ねのように物の引渡しを要する請負契約の課税資産の譲渡等の時期は、原則として、目的物の全部を完成して引き渡した日とされています。

なお、個々の取引について適用税率や経過措置が適用されるかどうかなど消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q47. 店舗等の賃貸借事業を営む事業者である。消費税率10%引上げ前に平成31年10月以降の数年間分の月極の賃借料を店舗等の借手事業者から前払いで受領することとした場合、当該取引に適用される消費税率はどうなるのか。

A47. 消費税の適用税率について、平成31年10月1日以後に行われる店舗等の賃貸借取引などの資産の貸付けに係る取引については、原則として、10%の消費税率が適用されますが、一定の要件を満たす場合、経過措置が適用され8%になる場合があります。

個々の取引における経過措置を含めた適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q48. 当社は免税事業者であるため、消費税の納税義務がないことは承知している。当社が買手として、取引先からの商品の仕入れに対して代金の支払を行う場合、消費税を支払う必要があるか。

A48. 消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金ですので、原則として国内における商品の販売、サービスの提供などの全ての取引を課税対象としています。

御相談のとおり免税事業者は、売手として消費者等と取引を行う場合、その取引に課される消費税がありませんので、税抜価格を表示して別途消費税相当額を受け

取るといったことは、消費税の仕組み上予定されていません。

一方、免税事業者が買手として商品の仕入れを行う場合には、上記の消費税の性格から、その取引は消費税の課税対象となります。

Q49. 取引先との契約書において消費税については別途5%とする旨規定している。平成26年4月からの消費税率の引上げにより消費税が8%となるが、契約書を締結し直すということになると煩雑である。何か方策はないか。

A49. 消費税率の引上げに伴い、取引当事者間で取引条件について見直し書面等の形で合意しておくことがトラブル防止という観点から望ましいと思われま

Q50. 当社は税抜表示としている。例えば、税抜12,000円の商品について消費税をかけると税込で12,960円となるところ、代金徴収時の便宜を考えて、税抜表示は12,000円としたまま、消費者から受け取る価格について10円単位を四捨五入して支払総額13,000円とすることは問題ないか。

A50. 御相談のような価格設定を行う場合には、消費者が支払う支払総額を基礎として税抜価格を改めて計算し直して、表示価格を修正する必要があります。仮に税抜表示の価格をそのままにしておいて御相談のような価格設定を行う場合には、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示（有利誤認表示）を規制している景品表示法の有利誤認表示規制の観点から問題となる可能性があります。景品表示法の考え方については、お手数ですが、消費者庁にお問い合わせください。

Q51. 事業者である。契約の途中解除に対して違約金を請求する場合、違約金にも消費税はかかるのか。

A51. 契約の中途解約に伴い生じる逸失利益を補てんするため受け取るような損害賠償金としての違約金であれば、対価性がなく課税の対象とはなりません。対価性の有無は実質的に判断することとなります。

御相談の内容は、当該違約金が、消費税の課税対象となる取引に該当するかの個別の判断を求めるものですので、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

(2) 消費税率の適用関係等に関する相談

イ 消費者の立場からの相談

Q52. 平成26年1月に同月から1年分の役務（サービス）提供に係る料金を支払ったが、4月分以降の料金について、新税率が適用されるとの理由で税率上昇分の追加請求をされた。定期券などは、3月中に購入すれば、4月分以降の料金についても旧税率が適用されると聞いているが、取引によって、適用税率に違いがあるのか。

A52. 平成26年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等については、その代金の支払の時期にかかわらず、8%の消費税率が適用されます。

ただし、消費税率の経過措置が適用される取引などについては、5%の消費税率が適用されます。御照会の定期券などの旅客運賃等については、経過措置が設けられており、旅客運送が平成26年4月1日以後に行われるものであっても、一定の要件に該当するものは、事業者がその対価を平成26年3月31日までに領収している場合には、5%の消費税率が適用されることとされています。

Q53. 継続的役務提供を行っている事業者から同事業者が提供している役務提供の支払に使用できるプリペイドカードを購入した。プリペイドカード購入の際、消費税がかけられることはあるのか。

A53. 消費税法上、プリペイドカードの譲渡は、物品切手等の譲渡として非課税とされています。

なお、プリペイドカードなどを用いる取引では、後日、プリペイドカードなどを使って商品を購入した又はサービスの提供を受けたときに消費税が課されます。

Q54. 消費者です。教育関連費用は消費税が非課税であると聞いたのですが、学習塾の授業料も消費税はかからないのでしょうか。

A54. 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税の対象としています。一方で、社会政策的な配慮等から、学校、専修学校、各種学校等の授業料等については非課税とされています。

消費税法で非課税とされている授業料については、学校教育法に規定する学校(幼稚園、小中高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、専修学校及び個別の要件が当てはまる各種学校の授業料とされており、要件にあてはまらない学習塾の授業料は非課税の対象となっておりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「税について調べる>タックスアンサー>消費税>課税取引・非課税取引のNo.6233」を御確認ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q55. 消費者です。自動車保険に加入していますが、保険会社から事故の際、「自動車を修理する場合は消費税を加算した金額を修理業者に支払うが、修理をしない場合は消費税を加算しない保険金を被害者に支払う。」と言われました。修理代と保険金に係る消費税の課税関係はどのようになりますか。

A55. 消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供です。

車両の修理は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等に当たりますので、課税の対象となります。

保険金の支払いは、資産の譲渡等の対価として支払われるものではないため、課税の対象とはなりません。

個々の取引における消費税の取扱いについてお尋ねになる場合は、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q56. ある小売店の商品の値札に「税抜 2,700 円(参考価格)、税込 2,950 円」とされていた。税込 2,950 円であると税抜価格は 2,731 円になるはずである。この表示だと、税抜価格(参考価格)の表記が実際の税抜価格(参考価格)よりも低くなっているが、このような表示は問題とならないのか。

A56. 景品表示法では、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認)は禁止されています。

御相談のケースのように、税抜価格が実際の税抜価格よりも低く表示されていても、税込価格が明瞭に表示されている場合には、実際に支払う価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、景品表示法上の有利誤認表示には該当しません。

Q57. 消費者である。消費税率引上げ前に締結した車のメンテナンスサービスの提供を受ける取引について、料金を先払いしていたが、消費税率引上げ後、事業者から3%相当分の消費税を徴収された。こうしたケースに適用される消費税率についてはどのように考えるのか。

A57. 平成26年4月1日以後に行われるサービスの提供など課税資産の譲渡等については、原則として、その代金の支払の時期にかかわらず、8%の消費税率が適用されます。

個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q58. 消費者である。店頭において税抜価格と税込価格の二つの価格が表示されている場合の小売事業者の価格設定についての疑問である。例えば、税抜価格110円に8%の消費税率を適用すると計算上は118.8円となる。このように税抜価格を基に税込価格を計算すると、1円未満の端数処理の方法によって、税込価格に差が生じることになるが、1円未満の端数処理の取扱いについて決まりはないのか。

A58. 小売事業者が税抜価格を基に税込価格を計算し、消費者に示す際の1円未満の端数について、切上げ、四捨五入又は切捨てのいずれの方法を行うかは事業者の判断に委ねられています。

各事業者においては、税込価格と税抜価格を併記する場合などは、その税込価格・税抜価格がどのような価格なのか（例えば、税込価格は参考価格であるなど）について、レジでの精算方法なども踏まえた上で、必要に応じて消費者に理解してもらう対応を行っていただくことが、トラブルを防止するものと考えます。

Q59. 消費者に対して期間限定で「消費税8%免除」として販売促進活動を行っている事業者がいるが、事業者が任意に消費税を免除することは、制度上あり得るのか。

A59. 課税事業者が消費税の課税対象となる取引に対して任意に消費税を免除できる制度はありません。したがって、御相談の場合も、実際の販売価格に消費税が課税されます。

なお、消費税転嫁対策特別措置法第8条では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害すること等につながらないようにするため、「消費税8%免除」のような事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

Q60. 消費者です。家のリフォームを依頼した事業者の見積書を見たところ、屋根の修理が下請けに出されており、その下請代金に消費税分が上乘せされており、消費税が上乘せされた金額とその他のリフォーム代金の合計額に消費税が上乘せされた金額が支払う金額となっています。この計算だと消費税に消費税がかけられていると思うのですが計算方法は正しいのでしょうか。

A60. 消費税は、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除し、その差引税額を

納付する仕組みとなっています。

御質問の取引について、詳細は分かりませんが、例えば、税抜価格 100 円でものを仕入れ（購入し）、税抜価格 200 円で売上げる（販売する）場合、税込の販売価格は 216 円となり、その事業者の納付税額は 8 円（16 円－8 円）となります。一方で、税抜価格 100 円でものを仕入れ（購入し）、税抜価格 208 円で売上げる（販売する）場合、税込みの販売価格は 224.6 円（208 円×1.08）となり、その事業者の納付税額は 8.64 円（208 円×0.08－100 円×0.08）となります。

販売価格（税込）を 216 円とするか、224.6 円とするかは、個々の事業者の価格設定に委ねられていますが、いずれにしても、消費税の納付税額は冒頭に記載した計算により算出されるものですので、「消費税に消費税がかけられる」といったことは生じません。

Q61. マンション管理組合です。マンションの大規模修繕工事を予定しています。消費税 10% 引上げに際しての経過措置の適用を受ける請負契約について平成 31 年 3 月 31 日までに締結することが要件となっていることは承知しているが、工事の終了時期についても要件があるのか。

A61. 一定の要件に該当する契約で平成 31 年 10 月 1 日以後に工事が完了するものであれば、工事の終了時期は問われません。

なお、経過措置等の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で公表されているリーフレット等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

2 転嫁拒否等に関する相談

(1) 買手の立場からの相談

Q1. 外部講師に 1～2 時間の講演を依頼し、その謝礼として講演料 10,000 円を支払っています。この講演料は謝礼のため、消費税 10% 引上げ後も 10,000 円のまま据え置くことは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないでしょうか。

A1. 外部講師がその専門的知識等に基づいて行う講演に対する謝礼は、原則として消費税の課税対象となります。したがって、消費税 10% 引上げ後の講演料について、税率引上げ前のまま据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q2. 当社（小売業）は、納入業者との間で当社の販売実績に応じてリベートの支給を受ける契約を締結しているが、消費税 10% 引上げに伴いリベートの支給条件について納入業者との間で再交渉することを考えている。消費税転嫁対策特別措置法との関係において注意すべきことはあるか。

A2. 消費税転嫁対策特別措置法において、特定事業者が合理的な理由なく、特定供給事業者に対して既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否すること（減額）や、消費税の転嫁に応じることと引換えに、金銭等の経済上の利益を提供させること（利益提供の要請）は禁止されています。

そのため、合理的な理由なく小売業者（特定事業者）が消費税 10% 引上げに伴い納入業者（特定供給事業者）に対してリベートを増額する又は新たに提供するよう要

請することにより、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合には「減額」として、また、消費税の転嫁に応じることと引換えに当該ベートの支払を要請することは「利益提供の要請」として、それぞれ消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q3. 取引先から仕入れる際の税込の取引価格について、消費税率引上げ前の価格と同額とするために、取引先に対して消費税率引き上げ分に相当する商品の量目を減らす等の内容変更を求めようと考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となることはないか。

A3. 買手（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、取引先の売手（同法上の特定供給事業者）に対して御相談のような要請を行うことが、直ちに消費税転嫁対策特別措置法上問題となるものではありません。

ただし、消費税率の引上げ分に相当する商品の量目を減らす等の商品仕様の変更を求める場合であっても、その変更に伴い特定供給事業者（売手）の製造ラインの変更等のコストが生じる場合には、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q4. 小売事業者です。現在、税込み 1,000 円で消費者に販売している商品について、消費税率 10%への引上げ後も税込み 1,000 円に販売価格を据え置くために、商品の納入業者に対し、消費税率引上げ後の商品の納入価格を引上げ前のまま企業努力で据え置いてもらうことを考えています。このような行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないでしょうか。

A4. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

自社の小売価格を据え置くことを理由に、納入業者からの仕入れ価格を据え置くことは、合理的な理由があるとはいえ、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q5. 当社は消費税転嫁対策特別措置法の規定する特定事業者にあたるため、同法に規定する特定供給事業者にあたる取引先に対して、取引先の商品の原材料価格が下落しているため、当社への納入価格についても、引下げを要請しようと考えている。こうした要請を行うことは消費税転嫁対策特別措置法において問題となるか。

A5. 従来の税込価格に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

取引先の商品の原材料価格が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該商品の原材料価格の下落を対価に反映させる場合は、合理的な理由があると判断されますが、当該合理的な理由は貴社の側で説明する必要があります。

Q6. 当社（特定事業者）は、保守点検サービスを取引先（特定供給事業者）に委託しているところ、他の保守点検サービス事業者に比べて料金がいため、消費税率の引上げを契機に保守点検サービスの提供に係る対価の引下げを要請したいと考えている。このような要請を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきに

該当するか。

A6. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、従来の税込の委託代金に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となります。

消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が単に従来の税込の委託代金が市価よりも高いことを理由として同法上の特定供給事業者に対して当該代金の引下げを要請することは合理的な理由があるとは言えず、同法上の「買ったたき」に該当します。

Q7. 買手に当たる事業者です。数名の個人事業者と業務委託契約を結んで仕事を発注しています。当社では、定期的に能力査定を行っており、査定結果によって委託料金を改定しています。消費税率引上げ時に、査定によって委託料金を引き下げるとは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのでしょうか。

A7. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税率引上げ後も取引価格（税込価格）を据え置く又は引き下げるとは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

能力査定による取引金額の引下げであっても、実質的に消費税の転嫁を拒む行為と認められる場合には、合理的な理由があるとはいえず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となることがあります。

Q8. 買手（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、売手（同法上の特定供給事業者）に対して、商品又は役務の対価について消費税率の引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払うことは、減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となるとのことだが、本体価格の合計額に消費税率分を上乗せした結果として生じる支払総額の1円未満の端数を切り捨てて支払うことも問題となるのか。

A8. 買手（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が、売手（同法上の特定供給事業者）に対する取引金額（支払総額）の支払の際に生じる消費税相当額の円未満の端数を切り捨てて支払うことは通常問題となりません。ただし、1円以上の端数を切り捨てる場合は減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますので注意してください。

Q9. 事業者です。取引先事業者に対し税抜の納入単価を小数点以下2桁で提示し、これに消費税率を上乗せした税込単価（小数点以下4桁となる）に月ごとの取引数量を乗じて得た金額の1円未満の端数を切り捨てて支払うことを考えています。このような端数処理の方法は消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。

A9. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）に対して支払う取引金額（支払総額）について、1円未満の端数を切り捨てて支払うことは、問題ありません。

ただし、1円以上の単位で端数を切り捨てる場合は減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますので注意してください。

Q10. 買手である。売手が、個々の商品の納入単価（税込）について1円未満の端数を四捨五入している場合がある。当社（買手）としては1円未満の端数を切捨てて

処理した納入単価をベースに取引価格を定めたいと考えているが、売手に対して「納入単価（税込）について、1円未満の端数は切り捨てて定めたい」と要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるのか。

A10. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）に支払う額（総額）について、1円未満の端数を切り捨てたととしても消費税転嫁対策特別措置法上問題とはなりません。

しかし、納入単価について、1円未満の端数を切り捨てる行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題となり、四捨五入によって切り捨てる場合であってもこの考え方が当てはまります。

したがって、特定事業者（買手）が特定供給事業者（売手）に対して、「納入単価（税込）について、1円未満の端数は切り捨てて定めたい」と要請することは、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q11. 特定供給事業者（売手）から消費税率の引上げに伴う取引価格（税込）の引上げ要請がない場合、消費税率引上げ後も取引価格（税込）を据え置いていたとしても、消費税転嫁対策特別措置法上の「買ったたき」には該当しないという理解でよいか。

A11. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格（税込）に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、消費税転嫁対策特別措置法上の「買ったたき」に該当します。

特定事業者（買手）が、単に特定供給事業者（売手）から取引価格の引上げ要請がないことを理由として、消費税率引上げ後の取引価格（税込）に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由があるとは言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q12. 本体価格交渉の拒否の禁止の規定が消費税転嫁対策特別措置法に設けられた趣旨について教えてほしい。

A12. 売手（消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者）が本体価格（税抜価格）で交渉を行い当該交渉で定まった価格に消費税分を上乗せした価格で取引をしたい旨申し出た場合に、買手（同法上の特定事業者）がこれを拒否して税込価格での交渉をすることを認めれば、例えば、買手は売手に税率引上げ前における税込価格を押し付けやすくなる懸念があります。このような懸念を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、買手による本体価格での交渉の拒否を規制対象としたものです。

Q13. 事業用に使用している駐車場について個人事業者から賃借している。取引先の個人事業者から消費税率の引上げに伴う駐車場の賃借料の改定の申出がないが、当社から取引先に対して賃貸料の改定の意思を確認するなどの対応を取らないで据え置いた場合、消費税転嫁対策特別措置法上の転嫁拒否として問題となるのか。

A13. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格（税込価格）に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、同法上の「買ったたき」に該当します。

御相談のような事例の場合、同法上の「買ったたき」に当たるかどうかの判断に

当たって、売手側から取引価格の引上げ要請があるか否かは考慮されないことから、特定事業者が、単に特定供給事業者から取引価格の引上げの要請がないことのみを理由に、取引先に意思の確認などをせずに消費税率の引上げ後の取引価格（税込価格）を据え置くことは、合理的な理由があるものとは言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q14. 買手事業者である。売手事業者との間で取引条件について税抜価格で合意した後に、売手事業者から、契約書に記載する金額について、買手事業者との間で合意した税抜価格に消費税分を上乗せした価格（税込価格）で記載するよう依頼されることがある。こうした依頼に応じないと、消費税転嫁対策特別措置法の規制において問題となることはあるか。

A14. 契約書に記載する金額の表示方法が税込価格か税抜価格かにかかわらず、取引当事者間で取引条件について合意が成立した後の税抜価格に消費税分を上乗せした価格で支払っていれば、消費税転嫁対策特別措置法上問題にはなりません。

Q15. 消費税転嫁対策特別措置法第3条違反として公正取引委員会から勧告が行われた場合に、勧告に従わない場合の手續について法律においてどのように定めているか教えてほしい。

A15. 公正取引委員会が勧告をしたときには、違反事業者名と違反行為の具体的な内容が公表されます。これまで勧告を受けたいずれの事業者も勧告に従っているものと承知しております。

また、消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告を受けた特定事業者が勧告に従わず、かつ、調査の結果その行為が独占禁止法に違反するものであるときは、独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置の対象となります。

(2) 売手の立場からの相談

Q16. 消費税率の引上げに伴い取引価格を引き上げること自体は、取引先（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）に応じてもらえると思うのだが、その代わりとして、後日、金銭の負担を求められた場合、取引先のこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A16. 消費税転嫁対策特別措置法では、同法上の特定事業者が、特定供給事業者による消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定供給事業者に対して、合理的な理由なく、金銭等の経済上の利益を提供させることを禁止しています。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q17. 取引先の小売業者から消費税率引上げに伴う店頭販売のための値札の付け替え作業を求められているが、当社（納入業者）が値札の付け替え作業を行わなければならないのか。

A17. 消費税率引上げに伴う値札の付け替え作業を納入業者の費用負担で行わせることは、「利益提供の要請」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q18. 取引先の量販店から、商品を製造し納入している当社に対して消費税率引上げ後の納入価格を据え置いた上で、商品の品質のグレードを下げることと量目を減らすことを求められた場合、こうした行為は消費税転嫁対策特別措置法の規制対象となるのか。

A18. 商品の品質のグレードを下げたり、量目を減らしたりした場合であっても、それに対応するために新たな費用が生じたり、品質のグレードを下げたり量目を減らしたりしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも対価の額が低い場合や、十分な協議の上で売手である特定供給事業者が納得して合意しているものでない場合に納入価格を据え置くことは、「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q19. 商品をスーパーに納入する事業者である。スーパーに商品を納入する際の取引価格（対価）は、納入単価（税込）に納入個数を乗じて算出される。スーパーが消費税率引上げ後の納入単価（税込）について、1円未満の端数は切捨て処理するように納入事業者に要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となることはあるのか。

A19. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、同法上の特定供給事業者との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率の引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買いたたき」として問題となります。

このため、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に当たるスーパーが、同法上の特定供給事業者に当たる納入事業者に対して、納入単価の1円未満の端数を切捨て処理するように要請することは、「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q20. 個人事業者です。出版社から業務を請け負った編集プロダクションから孫請けの形で仕事を継続的に請け負っていますが、消費税率が8%に引き上げられて以降も、請負金額は増額されませんでした。聞くとところによると、このような取引先の行為は、消費税転嫁対策特別措置法に違反するということなので、引上げ分の請負金額への上乗せをお願いしようと考えています。仮に、取引先の編集プロダクションが、出版社から引上げ分を上乗せしてもらっていないとしても、取引先の編集プロダクションに対して引上げ分の上乗せをお願いすることは可能でしょうか。

A20. 取引先である編集プロダクションが消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当し、貴社が同法上の特定供給事業者の場合、特定事業者が特定供給事業者との取引において、消費税率引上げ前の取引価格（税込価格）に消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買いたたき」として問題となります。

編集プロダクションが出版社から消費税率引上げ分を上乗せしてもらっていないことは、合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q21. 個人で事業を営んでいる課税事業者です。消費税率が8%に引き上げられた際

にも、取引先から支払ってもらう取引価格は据え置きのままでした。このような行為は問題であると考えますが、今後、当方の売上が減少し免税事業者になった場合でも、取引先が取引価格を据え置く行為は問題であるとの理解でよろしいでしょうか。

A21. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったたき」として問題になります。

なお、免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払いには、消費税相当額分を負担している点に留意する必要があることを踏まえると、免税事業者であることを理由に、特定事業者が免税事業者である取引先に対し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

Q22. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者である。ある特定事業者との取引において、消費税率引上げ前の対価（税込価格）に消費税率引上げ分を上乗せすることを取り決めていたものの、計算上生じる百円単位の端数について対価から一方的に差し引かれて支払われることがある。差し引かれる額が対価に占める割合は小さいが、特定事業者のこうした行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A22. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、合理的な理由なく既に取り決めた対価を事後的に減じて支払うことは、「減額」として問題となります。

対価を事後的に減じるとは、消費税相当分を支払わないことのほか、支払時に端数処理と称して金額を差し引いて支払うことも当てはまります。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q23. 当社（メーカー）が卸売業者を通じて納入先に商品を納めているところ、納入先から消費税率引上げ分の値引きを要請されることを懸念している。当社と納入先との間には直接の取引関係はないが、この場合、消費税転嫁対策特別措置法の適用はないのか。

A23. 原則として直接取引関係のある当事者間が消費税転嫁対策特別措置法の適用対象となりますが、例えば、卸売業者が代金の回収責任を負っているのみで取引条件の交渉は納入先とメーカーとの間で行われている等、当該取引の交渉実態などを実質的にみて納入先とメーカーとの間で取引が行われているとみることができれば、納入先とメーカーとの間に直接の取引関係がなくても、同法の適用対象となります。

※ 本事例の考え方は、施主と元請事業者の取引が経過措置の対象で5%の税率が適用され、元請事業者と建築材料の納入事業者の取引が平成26年4月1日以後となる場合にも当てはまる。

Q24. 当社は、元請事業者から建設工事を請け負っている下請事業者である。平成26年3月までに工事が完成し、引き渡す予定であったため、5%の消費税率が適用されるはずであったが、当社のミスにより引渡しは4月以降となり、結果として8%

の消費税率が適用されることになった。元請事業者から引渡しが遅れた責任は、当社にあるので消費税は5%分しか払わないと言われることを懸念している。

A24. 8%の消費税率が適用される取引について、特定事業者である元請事業者が特定供給事業者である貴社に対して5%の消費税率を適用した金額しか支払わないことは、合理的な理由がない限り、「減額」又は「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。特定供給事業者である貴社の責めに帰すべき理由により、元請事業者に引渡しが遅れ、8%の消費税率を適用した金額から相当と認められる範囲内で対価の額を減じる場合には、合理的な理由があると判断されますが、当該合理的な理由は特定事業者の側で説明する必要があります。

Q25. 当社は取引先から工事を受託している。取引先から平成26年4月以降の工事について本体価格部分を変えない（したがって、税込料金は消費税率引上げを反映させた額とする）が、作業内容を追加してほしいと要請されることを懸念している。

A25. 取引先事業者（特定事業者）が本体価格を据え置いた上で作業内容を追加する行為は合理的な理由がない限り、「買ったたき」等として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q26. 売手である。取引先事業者と本体価格で交渉したいと考えているが、取引先が交渉に応じない場合、取引先にペナルティが課されることはあるのか。

A26. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）からの本体価格での交渉の申出を受けた場合に、それを拒否することは、「本体価格での交渉拒否」として問題となります。

本体価格での交渉拒否に該当する疑いのある行為については、特定供給事業者からの申告等に基づいて、公正取引委員会や、事業所管官庁、中小企業庁などが調査を行い、調査の結果、違反行為があると認められるときは、特定事業者に対し速やかに本体価格での交渉に応じるよう指導等を行っています。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q27. 建設事業者である。継続的取引関係にある元請事業者に対して税抜の見積金額を提示して価格交渉を行うことを考えているが、元請事業者から当社が提出した税抜の見積金額をそのまま税込の見積金額にするよう指示されないか懸念している。

A27. 消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が、特定供給事業者から本体価格（税抜価格）での交渉の申出を受けた場合に、特定事業者がその申出を拒否することは、「本体価格での交渉の拒否」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

また、御相談のケースのように建設工事の請負取引において、特定供給事業者が税抜の見積金額を提示したにもかかわらず、特定事業者が、税込の見積金額を特定供給事業者が提示した税抜の見積金額と同額にするよう指示することは、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q28. 当社は事業者向けにオフィス等の賃貸事業を行っているところ、平成26年4月

以降の賃貸料については8%の税率を適用した金額を事業者に請求することとしているが、オフィス等に入居している事業者が受け入れてくれるか懸念がある。事業者が当社の請求を受け入れてくれなかったらどうすればいいのか。

A28. 貴社が消費税転嫁対策特別措置法の特定供給事業者（資本金額3億円以下）に該当する場合に、オフィス等に入居している事業者（特定事業者）が、平成26年4月以降の賃貸料について8%の税率を適用した金額を拒否する行為は、「買ったたき」又は「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q29. 駐車場事業を営んでおり、借手である顧客には個人事業者や消費者もいる。消費税率引上げに伴い平成26年4月以降の駐車料金について引上げを行っているが、引上げに応じてくれない個人事業者や消費者が現れるのではないかと懸念している。この場合、消費税転嫁対策特別措置法において転嫁拒否として問題となることはないか。

A29. 貴社が消費税転嫁対策特別措置法の特定供給事業者（資本金額3億円以下）に該当し、駐車場の借手が法人事業者（特定事業者）に該当する場合については、消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますが、借手が法人ではない個人事業者や消費者の場合については、消費税転嫁対策特別措置法の対象とはなりません。

Q30. 法人事業者に店舗用物件を賃貸している事業者である。これまでは経過措置の適用があったため、本体価格に消費税率5%分を上乗せした額を賃料としてもらっていたのだが、1か月前に契約を更新したことによって経過措置の適用がなくなった。しかしながら、更新後も賃料は据え置かれたままとなっている。取引先に対して、1か月前の契約更新時に遡って消費税率8%との差額を請求することは可能か。

A30. 契約更新後の取引については、経過措置の適用がなく、税率8%が適用されるため、当該取引について、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（借手）が、同法上の特定供給事業者（貸主）に対して、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せせず据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

このように「買ったたき」に該当するにもかかわらず、消費税率8%との差額を支払ってもらえないような場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q31. 消費者が結婚式サービスを提供している事業者に平成25年の9月までに平成26年の4月以降の結婚式の申込みを行った場合、経過措置の適用を受け、消費税率は5%になると聞いた。当社は、結婚式サービスを提供している事業者（取引先）に物品を納入しているが、経過措置が適用される結婚式に使用する物品の納入について消費税分を5%として計算した価格で納入してくれと要請されることを懸念している。こうした要請は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないか。

A31. 消費税率の経過措置が適用されるかどうかについては、貴社と取引先事業者の取引の内容に基づき判断されるものであり、消費者と取引先事業者の取引に経過措置が適用されることによって、貴社と取引先事業者の取引に係る経過措置の適用の判断に影響を与えるものではありません。

したがって、平成26年4月1日以降に商品の引渡しが行われるものについては、

原則として税率8%が適用されます。

物品を納入する取引自体について8%の税率が適用されるのであれば、税込納入価格を据え置くことは合理的な理由がない限り消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q32. 取引先の事業者からこれまでは内税で作業料金をもらっていたが、平成26年4月以降は外税で作業料金を支払ってもらうことになった。今後本体価格部分については見直し（引下げ）たいと言われることを懸念している。

A32. 平成26年4月以降、取引先事業者（特定事業者）が本体価格を引き下げることにより、従来の税込価格に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q33. 当社は売手の立場にあり、取引先にサービスを供給している。取引先には人格なき社団も存在する。人格なき社団は、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者
に該当することがあるか。

A33. 法人格のない団体は特定事業者には該当しません。

Q34. 当社は、取引先の元請事業者
にサービスを供給している。取引先の元請事業者に対して消費税率の引上げに伴う取引価格の引上げを要請しているが、元請事業者がユーザーから取引価格の引下げ要請があることを理由に認めてくれないことを懸念している。こういったケースでは、元請事業者の行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A34. 元請事業者（消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者）が貴社（同法上の特定供給事業者）との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格（税込価格）に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。元請事業者のユーザーから取引価格の引下げ要請があることは、合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q35. 元請事業者から発注を受けて、翻訳サービスを提供している事業者である。元請事業者との契約書上では、作業単価について内税である旨の記載はないが、元請事業者から、従来から作業単価について内税処理しているので、消費税率の引上げ後も作業単価に変更はないと一方的に言われたいか懸念している。

A35. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、従来の税込の作業単価に消費税率の引上げ分を上乗せした作業単価より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となります。契約書における規定の有無にかかわらず、従来から内税処理で作業単価を定めているとの理由で作業単価を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q36. 法人企業に対してサービスを提供している事業者である。取引先の法人企業が

ら、平成31年1月以降の取引に係る契約更改に当たり、取引金額（税込）が提示された。平成31年10月に消費税率の引上げが予定されているが、当該法人から、契約期間中に適用される消費税率の引上げがあった場合においてもこの取引金額（税込）で合意しないと契約更改しないと言われることを懸念している。

A36. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者（買手）が、同法上の特定供給事業者（売手）との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格（税込価格）に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、同法上の「買いたたき」に該当します。

このため、実際に法人企業からそのような御懸念の行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q37. 建設関係の下請事業者（免税事業者）である。当社と取引のある特定の元請事業者は、当社も含め下請事業者への作業の委託に当たって作業ごとに単価を定めている。しかし、当社のような免税事業者に対しては、請負代金の支払の段階になって、免税事業者であることを理由に請負代金の減額が行われるのではないかと懸念している。

A37. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、同法上の特定供給事業者との取引において、既に取り決めた対価から、消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払うことは、「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

このため、実際にそのような御懸念の行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q38. 買いたたき等の転嫁拒否を行い、消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会から勧告を受けた事業者が勧告に従わなかったり、一度勧告を受けた事業者が再度違反行為を行った場合には、どのような処分を受けることになるのか。また、同法違反行為を行った事業者に対して勧告にとどまらず、罰則の適用や課徴金の納付が命じられることはないのか。

A38. 消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会から勧告を受けた事業者が勧告に従わなかった場合は、公正取引委員会が、独占禁止法に違反する行為について同法に基づき厳正に対処することとなります。（独占禁止法に違反する行為については、排除措置命令や課徴金納付命令の対象となります。）

また、一度勧告を受けた事業者が再度違反行為を行った場合は、その点も踏まえ、消費税転嫁対策特別措置法に基づいて厳正に対処することとなります。

なお、転嫁拒否行為は、消費税転嫁対策特別措置法違反として罰則や課徴金の対象とはなりません。

Q39. 当社に書面調査（消費税の転嫁拒否等に関する調査）が届いた。この書面調査に回答すると、取引先からの消費税率引上げに伴う本体価格の値下げ要請に対して何らかの対応をしてくれるのか。

A39. 「消費税の転嫁拒否等に関する調査」（以下「書面調査」という。）は、商品・役務（サービス）を供給している事業者が取引先事業者から買いたたき等の消費税転嫁対策特別措置法上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題となる行為の是正につなげるため、公正取引委員会及び中小企業庁が行っているものです。

公正取引委員会及び中小企業庁では、書面調査によって把握した情報を踏まえ、調査を実施し、違反行為が認められた事業者に対して違反行為の取りやめなどの所

要の措置の実施を求めています。

なお、書面調査に回答いただく方法のほか、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

3 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q1. 事業者に対して「消費税増税分は納入料金から値引きします」といった営業活動を行うことは、問題となるのか。

A1. 消費税転嫁対策特別措置法第8条（以下「本条」といいます。）が禁止している「表示」には、事業者間取引における表示も含まれますので、事業者に対する「消費税増税分は納入料金から値引きします」との表示は、本条により禁止される表示に該当します。

Q2. 消費税率が5%から8%になると消費者の負担感が高まるので商品の購入者に消費税相当分の商品券を提供することを考えているが、どのような表示を行えば消費税転嫁対策特別措置法で禁止される転嫁阻害表示として問題となるのか。

A2. 例えば、「消費税相当分の商品券を提供します。」など消費税との関連を明示して取引の相手方に商品券等の経済上の利益を提供する旨の表示は、消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される表示に該当し、問題となります。

Q3. 会員向けと一般向けで価格設定を別にしていて、「会員になれば消費税分安くなる」と表示することは問題ないか。

A3. 消費税分を値引きする旨の表示は、消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される表示に該当し、問題となります。

Q4. 事業者です。通常税込み1,000円で販売している書籍について、出版元からの直接購入の場合、税込み920円で販売しています。この書籍の広告チラシにおいて、出版元から購入すると消費税分がお得になる旨の表示をすることは問題ないでしょうか。

A4. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止されていますので御注意ください。

なお、問題となる表示内容の具体例につきましては、消費者庁表示対策課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q5. 現在1,000円（税込）で販売している商品について広告に「平成26年4月1日以降、増税後も1,000円（税込）で販売します。」と表記することを考えているが問題ないか。

A5. 御相談の表示は、「増税後も1,000円（税込）で販売します。」との表現が消費税を転嫁していない旨の表示に該当し、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されていま

す。

Q6. 消費者です。飲食店の新聞折込広告に、「こちらの切り取りをご持参で消費税サービス」と記載されていました。このような表示は、特措法上問題とならないのでしょうか。

A6. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第1号では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を禁止しています。

消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為について、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知していますので、もし、このような表示を御覧になった場合には、消費税価格転嫁等総合相談センターに御連絡ください。

Q7. 消費者です。店舗で「(クレジットカードではなく)現金で支払うお客様には消費税をサービスします。」という表示を見ましたが、問題ないのでしょうか。

A7. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。

消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税の転嫁を阻害する表示など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御意向により、担当省庁へ通知しておりますので、もし、このような表示をご覧になった場合には、消費税価格転嫁等総合相談センターまで御連絡ください。

Q8. 平成26年4月以降、店舗にポスターを掲示して「総額価格は変わりません。」と表示することは、消費税転嫁対策特別措置法上認められるか。

A8. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

ただし、消費税転嫁対策特別措置法における「表示」には、口頭での説明(セールストーク)も含まれますので、ポスターの掲示と併せて口頭で消費税を転嫁していない旨の説明や消費税分を値引きする等の説明を行うような場合には、口頭での説明を含めた表示が消費税転嫁対策特別措置法で禁止される表示に該当します。

Q9. 当社(エステティックサロン事業者)は、顧客が複数で申し込んだらグループ割引として消費税分を割り引く企画をウェブサイトにおいて案内することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A9. 事業者が「消費税割引」、「消費税分お得」等の取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q10. オンラインショップで商品を販売している事業者である。商品を購入してくれた方に8%の消費税分をポイントとして提供し、次回の購入時に利用してもらうことを考えている。当社のウェブサイトにもその旨案内したいと考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A10. 事業者が「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」等の消費者等の取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって消費税との

関連を明示している表示を行うことは、消費者が消費税を負担しなくてもよいとダイレクトにうたうものではありませんが、御相談のような内容のポイントの提供の申出は、事業者が消費税分を補填することの申出として、消費者が消費税を負担しなくてもよいかのように誤認させてしまうおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q11. インターネットで商品を販売している事業者である。消費者からは商品の代金とは別に商品発送代金も支払ってもらっている。消費税転嫁対策特別措置法第8条の規制において、商品発送代金について消費税分値引きしますといった案内をウェブサイト上で行うことは問題ないか。

A11. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、事業者が「自己の供給する商品又は役務の取引について」消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

御相談のケースのような商品の発送に関する取引条件についても、本条の規制対象となる「自己の供給する商品又は役務の取引」に該当しますので、「消費税分値引きします」との表示は禁止されます。

Q12. 当社（小売業）のカード会員になった場合に販売している商品について「本体価格で販売します」との表示をダイレクトメールで行うことを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A12. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税は転嫁されません」等の消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことが禁止されています。

「本体価格で販売します」との表示が、宣伝や広告の表示全体から消費税分を値引きする等の趣旨の広告や宣伝であることが客観的に明らかである場合には、消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される表示に該当します。

Q13. 消費税率引上げ前に大量に仕入れた商品が在庫として残っているので、「在庫一掃8%値引きセール」として広告に表記することを検討している。このような表記は、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A13. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、消費税転嫁対策特別措置法で禁止される表示には該当しません。

Q14. 海外から製品を買い付け、国内消費者に販売している事業者です。ホームページ上で、「海外からの輸入品のため、消費税はかかりません。」と表示することは消費税転嫁対策特別措置法上問題になりますか。

A14. 輸入品であっても、事業者が国内において商品を販売する場合には、消費税が課されることとなります。

そのため、「消費税はかかりません。」との表示は、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがある表示に該当し、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q15. 外国人旅行者向けに免税ショップを営んでいるが、店頭のパスター等で免税分を値引きしますと表記することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A15. 消費税転嫁対策特別措置法第8条（以下「本条」という。）の規定は、消費税の

円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する表示を禁止するものです。

他方、消費税法に基づく外国人旅行者向け免税販売制度は、外国人旅行者に販売する物品等の取引について消費税を免除しているため、消費税の仕組み上、外国人旅行者に転嫁されるべき消費税はありません。

したがって、現に外国人旅行者向け免税販売制度が適用される取引の表示に対しては、本条の適用はありません。

Q16. 当社の取引の中には、課税取引だけでなく、非課税の取引も存在します。課税取引については、その旨明示した上で税抜価格を表示し、非課税取引には※等のマークを付け、別途「※マークの商品は消費税はかかりません」と表記することは問題ありませんか。

A16. 消費税の課税対象外である非課税取引について、非課税となる旨の表示を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法上は問題ありません。

Q17. 消費庁が作成している「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」において禁止される具体的な表示例として「消費税分OFF」の表記は挙げられていないが、禁止される表示に該当するのか。

A17. 「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」(以下「ガイドライン」という。)で示されている消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される具体的な表示例は、典型的なものです。したがって、ガイドラインに例示されていない表示であっても、消費税分を値引きする等の宣伝や広告は、同法上問題となります。

御相談の表示のように、事業者が「消費税分OFF」といった消費者等の取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認されるおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q18. 小売業を営んでいる。当社のウェブサイト「消費税分がんばります。8%割引のクーポン提供中」と案内する企画を検討している。消費税転嫁対策特別措置法上問題となるかどうか教えてもらいたい。

A18. 御相談の表示のように事業者が「消費税分がんばります。8%割引のクーポン提供中」等の消費者等の取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、消費者が消費税を負担しなくてもよいとダイレクトにうたうものではありませんが、御相談のような内容のクーポンの提供の申出は、事業者が消費税分を補填することの申出として、消費者が消費税を負担しなくてもよいかのように誤認させてしまうおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

Q19. 小売事業者である。今まで「税抜価格 9,800 円」と表示して販売していた商品を、「企業努力で税込 9,800 円にします。」という表示で販売したいと考えている。このような表示に変更することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A19. 消費税転嫁対策特別措置法8条は、「消費税を値引きします。」等の宣伝や広告を禁止するものですが、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、

禁止される表示には該当しません。

したがって、御相談のような表示については、当該広告や宣伝などの表示全体からみて、実質的に消費税分を値引きする等の表示と認められるような場合でない限り、直ちに同条に違反する表示には該当しません。

Q20. 「本体価格 3,500 円で、消費税は本来 280 円のところ、200 円だけ上乗せして税込価格 3,700 円とさせていただきます。」と事業者から説明を受けました。このような説明は問題ないのですか。

A20. 消費税転嫁対策特別措置法第 8 条では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったときや、競合する小売業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

また、同条における「表示」は、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用する、あらゆる広告・表示が対象となりますので、口頭によるものも含まれます。

4 便乗値上げ等価格設定に関する相談

(1) 事業者の立場からの相談

Q1. 施設の利用料金の値上げについて、光熱費を含めて値上げをしたいが、便乗値上げに当たるのか。

A1. 税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合は、消費者から便乗値上げでないかと捉えられないように、消費税率の引上げ以上の値上げとなることについての合理的な理由を、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

Q2. 1つ1つの商品に3%分の値段を転嫁して販売しなければならないのか。1円単位で転嫁して販売するのは手間がかかり難しい。

A2. 例えば、端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し 10 円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行ってれば、便乗値上げには該当しません。

なお、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

Q3. レジにおいて本体価格に消費税率をかけた際に発生する消費税の1円未満の端数処理の方法について、切上げ、四捨五入又は切捨でのいずれによるべきか。

A3. 本体価格に上乗せする消費税額に1円未満の端数が生じる場合がありますが、その端数をどのように処理（切捨て、切上げ、四捨五入など）するかについて、消費税法に規定はございませんので、それぞれの事業者の判断に委ねられています。

※1 例えば、値札等では税込価格を表示して、レジにおいて本体価格を基に消費税額の計算をする場合、端数処理の方法によっては、値札等に表示している税込価格とレジにおいて実際に請求する金額が異なることもありますので、事業者の方はその点も踏まえて値札の表示や端数処理の

方法をご検討ください。

※2 御照会のように、レジにおいて消費税の端数処理を行った場合には、一定の要件を満たすことにより、消費税の納税額を計算する際の特例である「課税標準額に対する消費税額の計算をする際の特例」の適用を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページに掲載の「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」をご覧ください。

Q4. 市町村が提供している住民向けのサービス料金について消費税率の引上げ分を転嫁すると1円単位の料金設定となってしまうので、住民の便宜を考え、1円の単位については四捨五入する等して5円刻みの料金設定とすることは問題ないか。

A4. 例えば、端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し10円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていただければ、便乗値上げには該当しません。

なお、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

Q5. 当社は免税事業者であるが、消費税率引上げに伴い仕入コストが上昇するので値上げを考えている。値上げした場合、便乗値上げになるのか。

A5. 免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは、便乗値上げに当たりません。

Q6. 当社の事業においては、非課税売上が多いのですが、仕入れには当然消費税がかかっており、その負担を消費者向け価格に転嫁したいのですが、これは便乗値上げとして問題となりますか。

A6. 売上げる商品やサービスが非課税だったとしても、その仕入価格に消費税が含まれているということであれば、これに相当する額を価格に転嫁することは、便乗値上げに当たりません。

なお、事業者が、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合、それは便乗値上げに当たる可能性があります。

Q7. 券売機で食券を購入してもらう方法で飲食店を営んでいるが、消費税の増税分を転嫁するとメニューの値段が1円単位となり切りが悪いので四捨五入する等として10円単位に統一しようと考えている。便乗値上げとして問題となるか。

A7. 端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し10円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていただければ、便乗値上げには該当しません。

なお、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

(2) 消費者の立場からの相談

Q8. ケーブルテレビの月額利用料金（平成26年1月から12月までの利用料金）を平成26年1月にまとめて支払った。ところが、平成27年になってから平成26年4月

以降の利用料金について消費税増税分として請求された。こうしたケーブル会社の対応は、便乗値上げとして問題とならないのか。

A8. 御相談のケースのように役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあっては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。

したがって、平成26年4月1日以後に役務の提供の全部が完了するものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、8%の税率が適用されます。

なお、役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容等を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

便乗値上げというのは、事業者が消費者向け取引において、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合を言います。御相談のようなケースにおいて、平成26年4月1日以後に行われるケーブルテレビサービスの提供に係る取引に8%の税率が適用されるのであれば、ケーブルテレビ会社が利用者に対して、消費税増税分を別途請求しているにすぎないので、便乗値上げには当たりません。

5 軽減税率制度に関する相談

Q1. 軽減税率の対象となる新聞の要件として、定期購読期間が何か月以上でなければならないという要件はありますか。

A1. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

また、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

具体的には、①相手方が新聞を購読しようとする者か、その相手方に対して②新聞を定期的に供給するか、③その供給が継続されるのか、の3つ要件を満たすものをいいます。

このため、購読期間に要件はありませんが、個別の事例ごとに、定期購読契約に該当するかを判断することとなります。

ただし、1日のみの購読契約は、定期購読契約には該当しません。

Q2. 飲食業を営む事業者です。他の業者に配達を委託して行う飲食料品の宅配は軽減税率の対象となりますか。

A2. 他の業者に配達を委託する場合であっても、指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、単に飲食料品を届けるだけの宅配であれば、軽減税率の適用対象となります。

他方、配達を委託の対価として支払う宅配代金（委託料）は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q3. 地方公共団体が運営する施設内で、飲食店を運営している事業者です。地方公共団体からは調理スペースのみを借りて顧客に食品を提供しており、顧客は施設内に地方公共団体が設置したテーブルや椅子を利用して購入した食品を食べています。この場合、当社が提供する飲食品は軽減税率の対象となりますか。

A3. 軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、テーブルや椅子等の設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合には、飲食設備に該当します。

したがって、ご質問の地方公共団体が設置したテーブルや椅子等の飲食設備を地方公共団体との間の合意等に基づき、顧客に利用させている場合には、貴社が行う飲食品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の対象となりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q4. 飲食業を営む事業者です。当初店内での飲食を予約していた顧客から、店内で飲食ができなくなったことから予約をキャンセルし、店内で飲食をせず、持ち帰りにしたいと言われたため、飲食料品を持ち帰り用の容器に入れて提供しました。この場合は軽減税率が適用されますか。

A4. 軽減税率が適用されない「食事の提供」に該当するのか、又は軽減税率が適用される「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供を行った時点において判定することとされていますので、顧客から持ち帰る意思表示を受け、持ち帰り用の容器に入れて提供した場合は、単なる飲食料品の譲渡であることから、軽減税率の対象となります。

したがって、御質問の場合、店内で飲食させず、持ち帰りとして販売していることから、軽減税率が適用されます。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q5. 有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供（食事の提供等）については、軽減税率の適用対象となるということですが、この「有料老人ホーム」の範囲を教えてください。

A5. 御質問の「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームのことをいいます。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ&Aでご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q6. 事業者です。有料老人ホームの設置者から、入居者等へ提供する食事の調理業務

を受託しています。この調理受託業務は軽減税率の対象となりますか。

A6. 軽減税率の対象となるのは、有料老人ホームの設置者が、入居者に対して行う飲食料品の提供するもののうち、一定の基準を満たすものとなります。

調理業務の受託は、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供に該当するため、軽減税率の対象となりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署へお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q7. 事業者です。軽減税率対象商品の仕入れに紐づいて、当該商品の仕入先から、当社が支払いを受けるリベートについては、軽減税率が適用されるということでしょうか。

A7. 事業者が販売促進の目的で、課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します。

仕入れに係る対価の返還等については、当該仕入れに係る対価の返還等の対象となった課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります。

したがって、仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

なお、御質問のリベートについて、仕入れに係る対価の返還等に該当するかの個別具体的な判断につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q8. 事業者です。軽減税率実施後の請求書の記載方法についてお伺いします。税率10%となる宴会での食事代と税率8%となる飲食料品の引出物をまとめて請求する場合、請求書には一緒に記載してもよいのでしょうか。

A8. 軽減税率制度実施後、消費税等の税率が複数となりますので、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（以下「区分記載請求書等」といいます。）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

区分記載請求書等には、次の事項の記載が必要です。

① 書類の作成者の氏名又は名称

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、相談内容のように、税率10%の食事代と税率8%の飲食料品の料金を請求する場合、請求書に、これらの代金を一緒に記載しても構いませんが、上記③及び④のとおり、請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載と「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の記載が必要となります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ : <https://www.nta.go.jp>

Q9. 事業者です。平成31年10月1日から軽減税率制度の実施に伴い、区分記載請求書等の保存が必要となりますが、顧客に交付する請求書について、商品（食品）の価格8%、送料10%、代引手数料10%がある場合、どのように記載すればよいですか。

A9. 軽減税率制度実施後、現行の請求書等に追加して記載すべき事項は、

①軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込対価の額となります。

ご相談内容の場合には、①商品（食品）に軽減対象資産の譲渡等である旨と、②税率ごとに合計した税込対価の額として、8%の商品（食品）の税込対価の額の合計額と、10%の送料及び代引手数料の税込対価の額の合計額の記載が必要となります。

具体的な記載例につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ : <https://www.nta.go.jp>

Q10. 卸売事業者です。軽減税率制度の実施に併せて、区分記載請求書等保存方式が導入されますが、区分記載請求書等に個々の商品ごとの税率を記載する必要がありますのでしょうか。

A10. 区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項は、次の事項です。

① 書類の作成者の氏名又は名称

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、区分記載請求書等に個々の商品ごとの「税率」の記載は必要ありません。ただし、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載する必要があります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ : <https://www.nta.go.jp>

Q11. 事業者です。軽減税率制度実施に伴い作成する区分記載請求書において、軽減税率対象品目かどうかを示す印の代わりに、各商品ごとに消費税率を記載する方法でも問題ありませんか。

A11. 区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存が必要な請求書等の記載事項は、次の事項とされています。

① 書類の作成者の氏名又は名称

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

ここで、記載事項の③の「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよいことから、商品ごとに適用税率を記載する方法であっても問題ありません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q12. 事業者です。平成31年（2019年）10月1日から軽減税率制度が実施されると、レシートの代わりに発行する領収書についても、区分記載請求書等保存方式に従った、税率ごとの合計額の記載が必要ですか。

A12. 軽減税率制度実施後、仕入税額控除を受けるための要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

したがって、御質問のレシートに代えて交付する領収書であっても、課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、上記④のとおり、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の記載が必要となります。

具体的な記載例につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q13. 主に消費者向けの販売を行っている小売事業者であるが、軽減税率が導入された場合、発行するレシートには販売した商品が軽減税率対象か標準税率対象かを示すマーク等の記載が必要なのでしょうか。

A13. 課税事業者が仕入税額控除を行う場合帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

軽減税率制度導入後の仕入税額控除（区分記載請求書等保存方式）については、保存すべき請求書等に現行必要とされている記載事項に加え、次の記載事項が必要となります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した対価の額（税込み）

したがって、区分記載請求書等保存方式の下では、課税事業者と取引する際には、相手方から、これまでの記載事項に加え、レシートに上記①（軽減税率対象であることを示すマーク等でも差し支えありません。）及び②の記載を求められると考えら

れますので、このようなことを踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完などの対応を御検討ください。

なお、請求書等への個別具体的な記載方法等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ & Aで御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q14. 軽減税率対象商品のみを販売している場合であっても、レシートに軽減対象であることを示すマーク等の記載が必要あるか。

A14. 課税事業者が仕入税額控除を行う場合、帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

軽減税率制度導入後の仕入税額控除（区分記載請求書等保存方式）については、保存すべき請求書等に、現行必要とされている記載事項に加え、次の記載事項が必要となります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した対価の額（税込み）

この点、軽減税率対象の取引のみであっても、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、同様の記載がある請求書等の保存が必要です。

したがって、取引の相手方の課税事業者から、レシートに上記①及び②の記載を求められると考えられます。

この際、軽減税率対象商品のみを販売している場合について、個別品目ごとにマークを記載するのではなく、例えば、レシートに「全商品が軽減税率対象」と記載し、そのレシート内の商品全てが軽減税率の対象品目である旨を明らかにする記載方法であっても問題ありません。

なお、請求書等への個別具体的な記載方法等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ & Aで御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q15. 現金商売を行っている小売事業者であり、売上げを税率ごとに区分して記帳することが困難なことが想定される。このような場合でも、レシートに軽減税率の対象品目であることを示すマーク等の記載が必要あるか。

A15. 課税事業者が仕入税額控除を行う場合、帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

軽減税率制度導入後の仕入税額控除（区分記載請求書等保存方式）については、保存すべき請求書等に、現行必要とされている記載事項に加え、次の記載事項が必要となります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した対価の額（税込み）

したがって、区分記載請求書等保存方式の下では、課税事業者と取引する際には、相手方から、レシートに上記①及び②の記載を求められると考えられますので、このようなことを踏まえ、レジの導入やレシートの手書き補完などの御対応を御検討ください。

なお、区分記載請求書等保存方式の下では、上記①及び②の記載を行っていないレシートの交付を受けた課税事業者（取引相手）は、レシートに上記①及び②を追記し、保存することで、仕入税額控除を行うことができます。

軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽

減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達やQ & Aで御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

(参考)

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者に対しては、売上税額の計算特例が経過措置として設けられています。

Q16. 事業者です。軽減税率制度が実施された際、仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対して税額計算の特例があると聞きました。どのような内容ですか。

A16. 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者の方は、経過措置として、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

①小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）は、当該事業に係る課税仕入れ（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れ（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

この特例は、平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）について適用できることとされています。

②簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする場合、原則として、その適用をしようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要ですが、消費税簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例が設けられています。

この特例は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日の属する課税期間について適用できることとされています。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ & A等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q17. 事業者です。軽減税率制度実施後において、見積書についても区分記載請求書の記載事項（異なる税率ごとに合計した対価の額等）を満たす必要はありますか。

A17. 見積書を引用して請求書等を作成する場合など、相互の書類全体で区分記載請求書の記載事項を満たすこととなる場合は、当該記載事項の記載が必要となります。

他方、その見積書とは別に区分記載請求書の記載事項を満たす請求書等を発行する場合には、必ずしも見積書について区分記載請求書の記載事項を満たす必要はありません。

Q18. 事業者です。適格請求書等保存方式が導入された際、当方が適格請求書を発行した取引先に対して、代金受領後に領収書を発行する場合、適格請求書の記載事項（領収書に異なる税率ごとに合計した対価の額や適格請求書発行事業者の登録番号等）の記載は必要ですか。

A18. 既に取引先に対し適格請求書を発行している場合に、代金受領後に発行する領

収書について必ずしも適格請求書の記載事項の記載は必要ありません。

Q19. 平成 35 年 10 月 1 日に適格請求書等保存方式が導入されると、適格請求書を保存しないと消費税の仕入税額控除は受けられなくなるのですか。

A19. 平成 35 年 10 月 1 日以降は、帳簿及び適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。また、適格請求書を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）のみです。

ただし、経過措置として、平成 35 年 10 月 1 日から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）から行った課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除を行うことができます。

・平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで 仕入税額相当額の 80%

・平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで 仕入税額相当額の 50%

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されている Q & A 等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q20. 事業者です。平成 35 年 10 月 1 日から導入される適格請求書等保存方式においては、交付した適格請求書の写しを保存することが義務付けられていますが、適格請求書を発行するための電子システムに請求書のデータを保存して、いつでも再現できる状況であればよいのでしょうか。

A20. 適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、これらの書類の写しを保存しなければならないこととされていますが、書面で交付した適格請求書等の写しの保存については、電子帳簿保存法の規定に基づき、自己が一貫して電子計算機で作成した書類であれば、所轄税務署長の承認を得た上で電磁的記録（データ）により保存することが認められると考えられます。

なお、適格請求書等保存方法の詳細については、写しの保存方法も含め、今後、政省令等により明らかにされる予定です。

Q21. 事業者です。平成 31 年 10 月 1 日から区分記載請求書等保存方式、平成 35 年 10 月 1 日からは、適格請求書等保存方式が導入される予定ですが、2 段階でそれぞれに対応したシステム改修を行う必要が生じるのでしょうか。適格請求書等保存方式に対応した請求書へのシステム改修を行えば、区分記載請求書等保存方式にも対応した請求書として認められますか。

A21. 適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等として認められる請求書の発行も可能となります。

なお、区分記載請求書等の記載事項のうち、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」については、適格請求書等の記載事項である「税率ごとに区分した税抜価格の合計額」及び「消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

Q22. 事業者です。適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されると、軽減

税率対象商品以外の商品のみの仕入れであっても、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除はできないのでしょうか。

A22. 平成 35 年 10 月 1 日から導入される適格請求書等保存方式では、適格請求書の保存が仕入税額控除の適用を受ける要件となります。

そのため、軽減税率対象商品以外の商品のみの仕入れであっても、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。

なお、経過措置として平成 35 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日までの間は、事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除を行うことができます。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されている Q & A 等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ : <https://www.nta.go.jp>

Q23. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）について質問です。①適格請求書発行事業者登録は強制か、任意か。登録しない場合、罰則規定はあるのか。②適格請求書発行事業者でない免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除できないのか。

A23. ①適格請求書発行事業者の登録は任意のものであり、登録を強制するものではありません。そのため、登録しない場合の罰則規定もありません。

ただし、適格請求書は、適格請求書発行事業者として登録を受けた課税事業者のみが交付できますので、登録を行わない場合は、適格請求書の交付ができません。

②適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除は認められないこととなります。

ただし、事業者が適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合、適格請求書等保存方式の導入後 3 年間は、仕入税額控除相当額の 80%、その後の 3 年間は同 50%を控除することができる経過措置が設けられています。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率特設サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する Q & A 等を御覧ください。

Q24. 事業者です。平成 35 年（2023 年）10 月 1 日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されると、適格請求書発行事業者としての登録を受けた事業者でないと、適格請求書を発行できないとのことですが、適格請求書発行事業者としての登録の申請はいつからできますか。

A24. 適格請求書発行事業者の登録を受けるための申請書は、平成 33 年（2021 年）10 月 1 日から提出することができます。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する Q & A 等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ : <https://www.nta.go.jp>

Q25. 中小事業者です。現在、簡易課税制度を選択し、消費税の申告をしています。軽減税率制度実施後は、簡易課税制度を選択している事業者でも、売上げを税率ごとに区分する必要はありますか。

A25. 簡易課税制度を選択している場合、仕入れに係る消費税額は税率ごとに区分した売上げに係る消費税額に、事業に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算することとなります。

したがって、簡易課税制度を選択している場合であっても、売上げについては税率ごとに区分し、売上げに係る消費税額を計算する必要があります。

なお、軽減税率制度実施後、一定期間、売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、売上税額の計算の特例が設けられています。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q26. 事業者です。簡易課税制度の適用を受ける場合は、適格請求書の保存がなくても仕入税額控除を受けることができますか。

A26. 簡易課税制度の適用を受ける場合は、課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額が仕入税額控除となります。このため、適格請求書の保存は仕入税額控除のための要件とされません。

6 その他

Q1. ホテルサービスやレストランサービスを提供する事業者は、消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者該当することがあるのか。

A1. ホテルサービスやレストランサービスを提供する法人事業者については、自社に商品やサービスを供給している取引先（事業者）の資本金等の額が3億円以下の場合、又はその取引先が個人事業者の場合には、特定事業者該当します。また、ホテルサービスやレストランサービスを提供する事業者の多くは、小売業も営んでいると考えられますが、小売業に係る売上高が100億円以上ある場合は、「大規模小売事業者」として取引先の資本金額等にかかわらず特定事業者該当します。

Q2. 取引先から委託を受けて専門的な知識について講演サービスを提供している事業者である。取引先には大学も含まれているところ、大学は消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者該当するのか。

A2. 大学は法人事業者であるため、資本金等の額が3億円以下の事業者等からサービスの供給を受ける場合には、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者該当します。

Q3. 当社（製造業）の物品等の仕入れ先には、資本金の額が3億円を超える事業者と資本金の額が3億円以下の事業者が存在する。消費税転嫁対策特別措置法の適用関係になるのは、資本金の額が3億円以下の事業者から物品等を仕入れる場合であって、資本金の額が3億円を超える事業者から物品等を仕入れる場合には、消費税転嫁対策特別措置法の適用関係とはならないという理解でよいか。

A3. 御相談のようなケースの場合、製造業者と資本金の額が3億円を超える事業者との納入取引は、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者の適用関係には該当しません。

なお、消費税転嫁対策特別措置法の適用関係に該当しない場合であっても、独占禁止法の優越的地位の濫用規制の対象にはなりませんので御留意ください。消費税率の引上げに伴う優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、公正取引委員会が公表している「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」を御覧ください。

Q4. 消費税の課税対象となる取引は、一定の要件を満たす「資産の譲渡」、「資産の貸付け」、又は「役務の提供」に係る取引であり、特許権等の知的財産権のライセンス取引は、資産の貸付けに当たるので消費税の課税対象となる取引となることは理解している。消費税転嫁対策特別措置法では、第3条において「特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。」と規定しているところ、特許権等の知的財産権のライセンス取引等の資産の貸付けに係る取引には、消費税転嫁対策特別措置法は適用されるのか。

A4. 消費税転嫁対策特別措置法の適用対象となる取引は、消費税の課税対象となる取引であることが前提となります。

御相談のような特許権等の知的財産権のライセンス取引等の資産の貸付けに係る取引が、消費税の課税対象となる取引である以上は、同法3条の適用対象となります。

なお、個別の取引が消費税の課税対象に当たるかどうかは、所轄の税務署に御確認ください。

Q5. 事業者団体が転嫁カルテル・表示カルテルを届け出た場合、その内容を全ての構成事業者が必ず遵守しなければならないのか。

A5. 事業者団体は、構成事業者の中に転嫁カルテル・表示カルテルに参加する意思のない者がいる場合であっても、当該団体の定める手続に基づく意思決定を行うことにより転嫁カルテル・表示カルテルの届出を行うことは可能です。

ただし、転嫁カルテル・表示カルテルに参加するかどうかは個々の構成事業者の自主的判断に委ねられているため、事業者団体が届け出た場合であっても転嫁カルテル・表示カルテルに参加する意思のない構成事業者に対して参加を強制することはできません。

なお、事業者団体は、転嫁カルテル・表示カルテルに参加している構成事業者がこれを遵守しない場合に、共同行為の実効性を確保するのに必要な範囲内で制裁を課すなど、遵守を強制することが可能ですが、遵守を強制せずに転嫁カルテル・表示カルテルを行うことも可能であり、この場合には遵守しない構成事業者に対して事業者団体から制裁が課されることはありません。

Q6. 当方は中小の飲食店が加盟する組合だが、組合員が消費者から消費税をいただきやすくするためにポスターを作成して店内に掲示してもらうことを考えている。このような取組を行うことはカルテルとして問題となるか。

A6. 組合等の事業者団体が、消費者の方々に対し消費税の円滑な転嫁の受入れについて理解を求めるため、構成事業者に対して、それぞれの店頭で「今回消費税率が引

き上げられることとなったので、その負担についてお願いします」など消費税の転嫁についての理解を求める掲示を行うよう要請することは、独占禁止法上問題となることはありません。

「(公正取引委員会作成「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」 第2部第2 1(2)参照)」

Q7. 旅館業を営んでいる事業者の組合である。消費税率の引上げ時期の変更に伴い、総額表示義務の特例が認められる期限や消費税転嫁カルテル・表示カルテルが認められる期限も延長されたのか。

A7. 法律改正により、消費税転嫁対策特別措置法の期限については、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長されました。

これにより、総額表示義務の特例が認められる期限及び消費税転嫁カルテル・表示カルテルの実施が認められる期限も平成33年3月31日に延長されています。